

第 35 期第 3 回（令和 7 年度第 2 回）

横浜市児童福祉審議会 障害児部会

日時：令和 8 年 3 月 25 日（水）午後 6 時 30 分～

場所：横浜市庁舎 18 階なみき 6 ～ 8

次 第

1 開会あいさつ

2 報告事項

- （１）障害児通所支援事業 主として重症心身障害児を対象とした事業所整備の進捗について
- （２）第 5 期障害者プランの策定に向けた検討状況等について
- （３）令和 8 年度横浜市予算（障害児関係）について

3 その他

【配付資料】

資料 1：横浜市児童福祉審議会 障害児部会委員名簿

資料 2：障害児通所支援事業主として重症心身障害児を対象とした事業所整備の進捗について

資料 3：第 5 期障害者プランの策定に向けた検討状況等について

資料 4：令和 8 年度横浜市予算（4 局抜粋版）

資料 5：横浜市児童福祉審議会条例

横浜市児童福祉審議会 障害児部会委員名簿

(五十音順、敬称略)

現職名	氏名
社会福祉法人 横浜市リハビリテーション事業団 横浜市総合リハビリテーションセンター 発達支援部 担当部長	大園 啓子
社会福祉法人ル・プリ くるみ学園 施設長	坂本 耕一
横浜障害児を守る連絡協議会 会長	森 佳代子

障害児通所支援事業

主として重症心身障害児を対象とした事業所整備の進捗について（報告）

1 概要

令和7年度第1回横浜市児童福祉審議会障害児部会で調査審議して頂いた「障害児通所支援事業 主として重症心身障害児を対象とした事業所の整備補助金について」に係る案件の進捗状況について報告します。前回の調査審議に基づき、補助金交付決定、着工等と進み、現地検査の結果、施工及び工事監理は適正との御判断を監査課委託専門業者から頂きました。現在は令和8年4月1日付け指定に向けて現在手続中です。

2 経緯

令和7年度に応募のあった1件について、下記の通り進めています。

日程	本補助金	指定事務
9/5～9/19	募集期間（応募1件：ぶれいぐらんど株式会社）	
11/中旬	事前検査（速報。正式には12/7通知）	
11/21	障害児部会（前回）	
12/8		指定前説明会
12/17	補助金交付決定通知	
12/18	工事契約（本補助金対象部分。応募者が施工業者を選定。）、着工届	
2/17		個別相談（法人役員等。療育内容、人員・設備・運営基準等の確認）
2/18	工事完了検査（監査課委託専門業者が実施。応募者、各施工業者、障害児福祉保健課等の関係者が現地参加。）	
2/19		消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証、検査結果通知書（戸塚消防署）、建築基準法第7条の2第5項の規定による検査済証（日本建築検査協会株式会社）
3/3.9		指定面接（管理者、児童発達支援管理責任者の面接。書類の事前確認）
3/12	検査結果通知書	
3/13		指定申請書一式の提出
3/25	障害児部会（今回）	

※ 事前検査、工事完了検査は、監査課委託専門業者（株式会社 Beans company 一級建築士事務所）が実施しています。

3 整備概要

戸塚区に主に重心児対象の児童発達支援事業所を令和8年4月に開設予定の案件です。

項目	内容
事業者 (再掲)	・名称：ふれいぐらんど株式会社 ・所在地：神奈川区栄町2-8 横浜藤ビル4階 ・代表者：代表取締役 中陳 亮太
	<u>財務状況</u> （非上場企業） 売上総利益金額：207,216,394円（至：令和6年9月30日） 経常利益金額：5,620,027円 当期純利益金額：5,518,223円
	<u>障害児分野での実績</u> 児童発達支援事業所おれんじハウス西横浜教室（多機能） ・西区浜松町5-1 西横浜新電ビル1階 ・児童発達支援（重心・一般）、居宅訪問型児童発達支援：指定 令和3年4月1日 ・保育所等訪問支援：指定 令和3年6月1日 ・放課後等デイサービス（重心）：指定 令和3年4月1日 ※単位1児発及び放デイを合わせて重心の定員6人、単位2児発10人
事業所 (新設)	・名称：おれんじハウスそだちとあそび教室戸塚 ・所在地：戸塚区矢部町字柳作684-1
物件等	・2階建て、新築、保育所との合築（令和8年4月1日開所予定） ・対象事業：児童発達支援 ・<u>重心</u>：本補助金対象部分。単位1・定員6人、発達支援室（専用）35.91m²、多機能トイレ（専用）3.96m²、相談室9.42m²、合計49.29m² ・一般：補助金対象外部分。単位2・定員10人、発達支援室（専用）37.97m²、その他（多機能トイレ、医務室・静養室等）、合計53.90m² ・保育と共用部分：68.88m²（玄関、廊下、多機能トイレ、図書コーナー、屋内階段、EV3人乗） ・（参考）保育専用部分：323.62m² ・整備費：17,475,000円（児発部分。うち補助金対象部分6,875,000円） ・詳細：別添資料（設計書、事業計画書、周辺地図）
営業時間等	・営業日：月～金（重心）、月～土（一般） ・営業時間：9:30～17:00（重心、一般） ・サービス提供時間：9:30～15:30（重心）、9:30～14:30（一般・月～土）、15:45～17:00（一般・月～金） ・実施地域：横浜市全域（但し、送迎範囲は事業所5km圏内）
人員等	・管理者1名（重心と一般で共通） ・児発管2名（重心1名、一般1名。但し、一般は管理者兼務）

	・職員（重心）：保育士等3名（常勤専従1名）、看護師3名（常勤専従1名）、機能訓練担当職員1名（言語聴覚士） ・職員（一般）：保育士等6名（常勤専従2名）
設備・備品等	・発達支援室：手洗い場、防災フロアマット、遊具、テーブル、椅子等 ・多機能トイレ：手洗い場、オムツ交換用マット、幼児用補助便座 ・相談室：デスク、椅子等 ・非常災害設備：非常電源装置、緊急持出バッグ、毛布、ヘルメット、備蓄物等 ・その他（内部）：事務室、休憩室、ロッカー室、倉庫等 ・駐車場：駐車場は施設の近隣に2台分。 ・乗降場所：建物前スペース（資料添付）
完了検査	終了

4 今後の予定

(1) 令和7年度補助金

- ・障害児部会：令和8年3月25日
- ・児発の開所：令和8年4月1日（指定予定）
- ・補助金支出：令和8年4月中（予定）

(2) 令和8年度補助金

令和7年11月から令和8年1月にかけて事業者の募集を実施しましたが、応募はありませんでした。令和8年度の本補助金の執行については、現在関係部局と協議を進めています。今後、障害児部会での審議、報告が必要となる事項が生じましたら、改めて次年度の部会で協議します。

5 添付資料

- (1) 検査結果通知書（株式会社 Beans company 一級建築士事務所）
- (2) 消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証、検査結果通知書（戸塚消防署）
- (3) 建築基準法第7条の2第5項の規定による検査済証（日本建築検査協会株式会社）
- (4) 全体平面図（1階、2階）
- (5) 全体平面図（1階、2階）（写真撮影位置）
- (6) 現地写真
- (7) 事業者HP

※(1)～(7)について事業者から公表の承諾を得ています。

【参考1】補助金の制度概要（再掲）

項目	内容
対象者	主として重症心身障害児を対象とした児童発達支援もしくは放課後等デイサービスの指定を横浜市から受ける予定の法人
対象事業所	未整備区に開設予定（児童発達支援もしくは放課後等デイサービス） ※未整備区：児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所のうち、少なくともいずれか一方がない区をいう。（令和7年8月1日時点で、栄区、金沢区、戸塚区、神奈川区、中区・南区・緑区・泉区・瀬谷区）
補助額	児童発達支援と放課後等デイサービスの両方（多機能型）の場合、整備費の4分の3（但し、1事業所あたり最大900万円）
	児童発達支援もしくは放課後等デイサービスの場合、整備費の4分の3（但し、1事業所あたり最大450万円）

【参考2】募集概要（再掲）

項目	内容
募集期間	令和7年9月5日（金）～令和7年9月19日（金）
募集方法	横浜市HP、メール配信（障害福祉情報サービスかながわ）
必要書類	申請書、事業計画書、設計図面、設計内訳書、積算関係資料等

(様式 2 - 2)

令和 8 年 3 月 12 日

横浜市こども青少年局監査課長 殿

(受 託 者) 横浜市保土ヶ谷区上星川 3-11-8
ベルメゾン西谷 306 号室
株式会社 Beans company 一級建築士
代表取締役 増 子 恵

検査結果通知書

民間保育所工事検査業務委託契約に基づき、次の施設の検査結果を通知します。

- | | |
|-------------|---|
| 1 施設名 | <u>(仮称)おれんじハウス戸塚教室</u> |
| 2 所在地 | <u>神奈川県横浜市戸塚区矢部町字柳作 641 番 32、684 番 1、685 番 3、
685 番 4、694 番 9</u> |
| 3 法人名及び代表者名 | <u>ふれいぐらんど株式会社</u>
<u>理事長 中陳 亮太</u> |
| 4 検査内容 | 工事完了検査 |
| 5 検査実施日 | 令和 8 年 2 月 18 日 |
| 6 検査結果 | 検査の結果、施工及び工事監理は適正と判断されます。 |

消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証

第 07000048 号
令和 8 年 2 月 19 日

神奈川県横浜市戸塚区矢部町684番地
齊藤 美佐子 様

横浜市 戸塚消防署長

下記の消防用設備等・特殊消防用設備等は、消防法第17条の技術上の基準又は設備等設置維持計画に適合していることを証明します。ただし、設置届出書により申請された部分に限ります。

記

申請者	住所	宛名のとおり		
	氏名	宛名のとおり		
防火対象物	所在地	神奈川県横浜市戸塚区矢部町684番地1		
	名称	おれんじハウス そだちとケアベース戸塚		
	用途	6項ハ (3) 保育所 (4) 児童発達支援センター		
	構造・規模	耐火構造 地上 2 階 地下 0 階 床面積 268.42 m ² 延べ面積 499.67 m ²		
消防用設備等の種類		消火器具 自動火災報知設備 誘導灯		
検査年月日		令和 8 年 2 月 13 日		
検査員職氏名		消防司令補 石黒 康長		

検査結果通知書

第 07000048 号
令和 8 年 2 月 19 日

神奈川県横浜市戸塚区矢部町 6 8 4 番地
齊藤 美佐子 様

横浜市 戸塚消防署長

横浜市火災予防条例第 7 3 条第 2 項の規定に基づき、届出のありました
「防火対象物使用開始届出書」について、令和 8 年 2 月 13 日に実施した
完成検査の結果は、次のとおりでしたので通知します。

- 1 名 称 おれんじハウス そだちとケアベース戸塚
- 2 所在地 神奈川県横浜市戸塚区矢部町 6 8 4 番地 1
- 3 立会者 コーナン建設株式会社 東京支社
 藤井 恵吾
- 4 結 果
 (1) 検査の結果支障がありません。
 (2) その他
 防火管理者を選任し、消防計画を提出してください。

第二十四号様式 (第四条の六関係)

建築基準法第7条の2第5項の規定による

検 査 済 証

JCIA 完了 24 第 01269 号
令和 8 年 2 月 19 日

斎藤 美佐子 様

日本建築検査協会株式会社

代表取締役 山崎 哲

下記に係る工事は、建築基準法第7条の2第1項の規定による検査の結果、建築基準法第6条第1項（建築基準法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

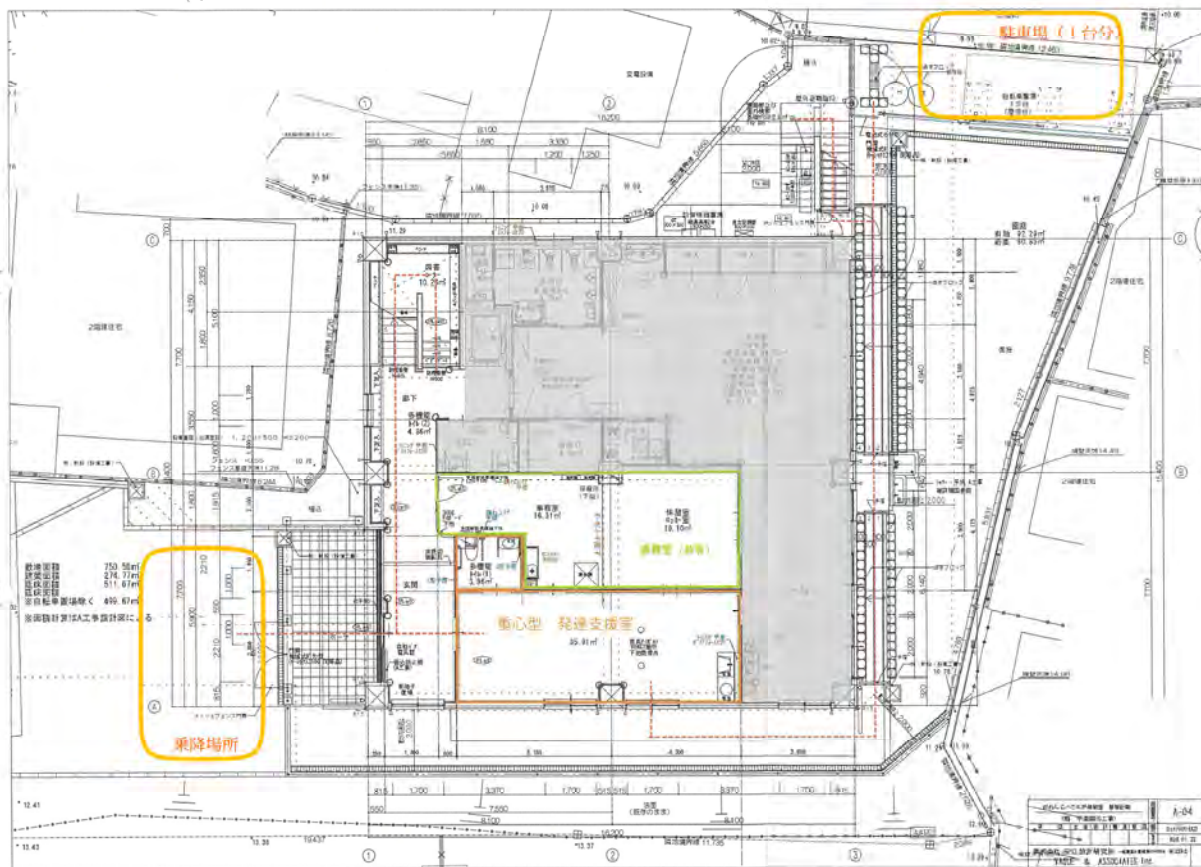
記

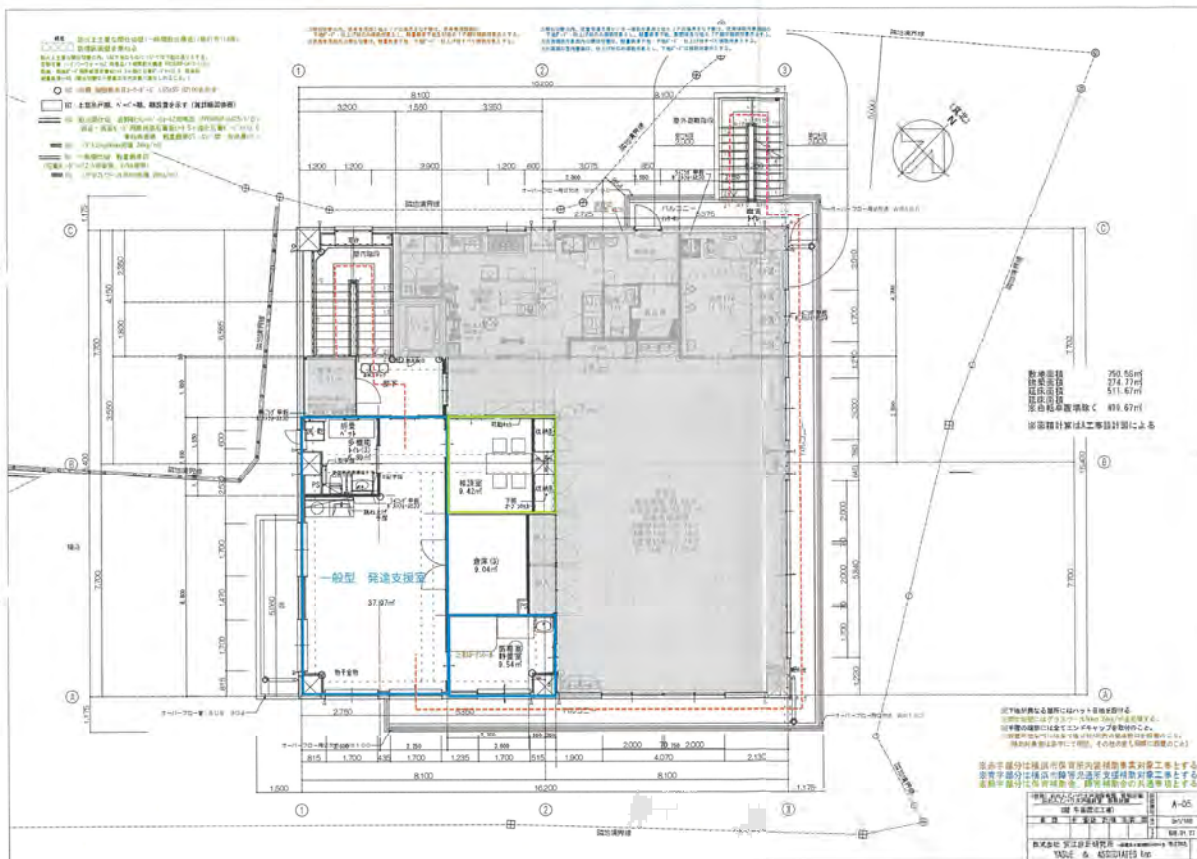
1. 確認済証番号 JCIA 確認 24 第 01269 号
2. 確認済証交付年月日 令和 7 年 5 月 22 日
3. 確認済証交付者 日本建築検査協会株式会社 代表取締役 山崎 哲
4. 建築場所、設置場所又は築造場所
神奈川県横浜市戸塚区矢部町字柳作641番32、684番1の一部、685番3、685番4、694番9の一部
5. 検査を行った建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
 - ① 建築物の名称 (仮称) 戸塚区矢部町保育園計画
 - ② 主要用途 保育所
 - ③ 工事種別 新築
 - ④ 延べ面積
 - a. 申請部分 511.67 m²
 - b. 申請以外の部分 0.00 m²
 - c. 合 計 511.67 m²
 - ⑤ 申請棟数 2 棟
 - ⑥ 主たる建築物の構造 鉄筋コンクリート造
 - ⑦ 主たる建築物の階数
 - 地階を除く階数（地上階数） 2 階
 - 地階の階数 0 階
 - ⑧ 天空率の適用 無
6. 検査後も引き続き建築基準法第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合は、その根拠となる規定及び不適合の規定
7. 検査年月日 令和 8 年 2 月 13 日
8. 検査を行った確認検査員又は 確認検査員 山崎 哲
副確認検査員の職氏名

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。

1F

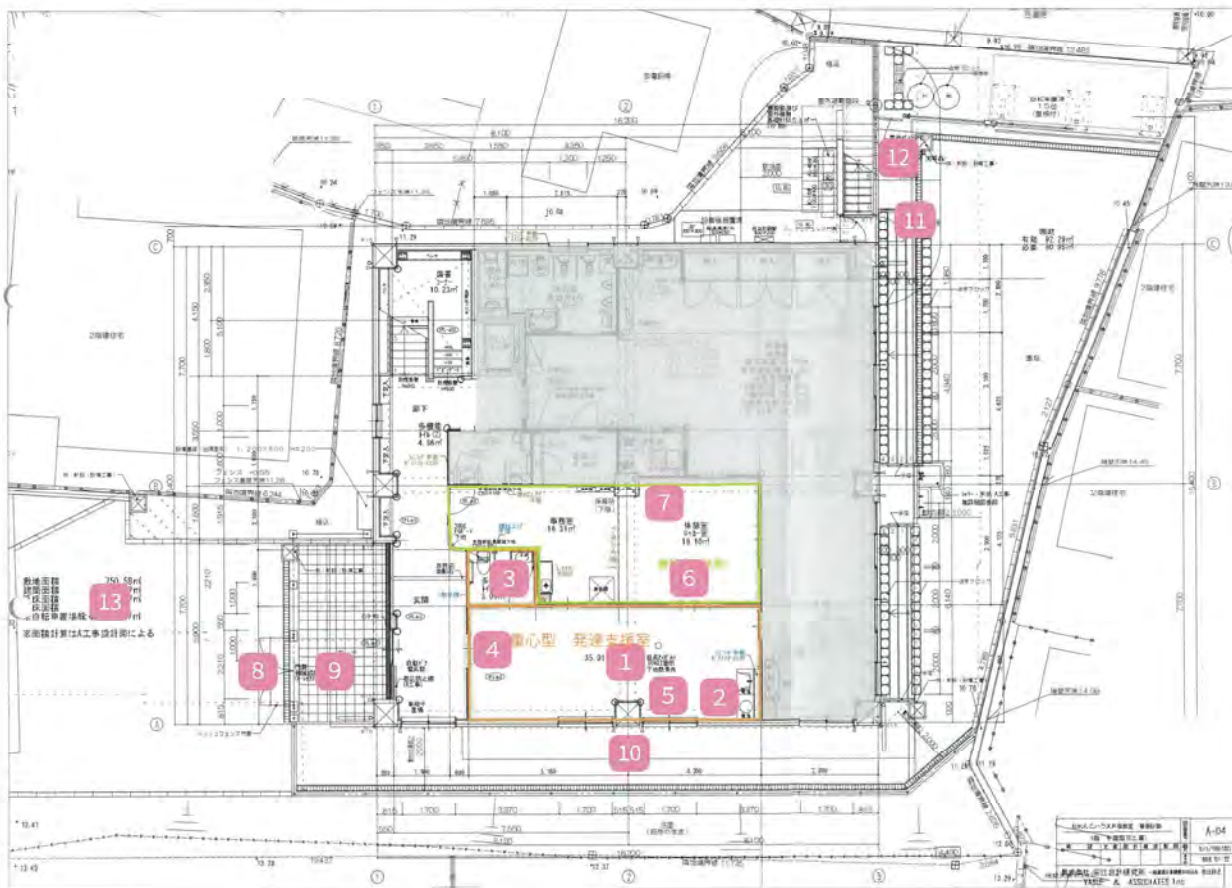
資料1(4)





1F

資料 1 (5)



1 階

おかれはれ えだちとあそび 教室 戸塚



1. 重心型発達支援室



2. 重心型手洗い場



3. 重心型トイレ



4. 重心型出入口（玄関側避難路）



5. 重心型避難口（外通路側）



6. 事務室



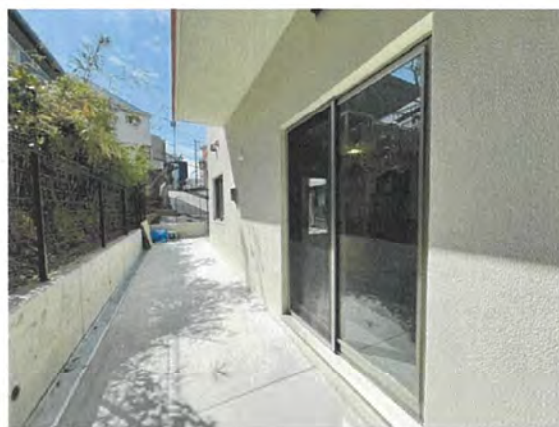
7. 鍵付き書庫



8. 正面玄関



9. 玄関ポーチ



10. 外通路（避難路）



11. 避難階段出口



12. 裏門（避難路）



13. 外観



14. 一般型発達支援室



15. 一般型手洗い場



16. 一般型トイレ



17. 一般型出入口（屋内側避難路）



18. 一般型避難口（バルコニー側）



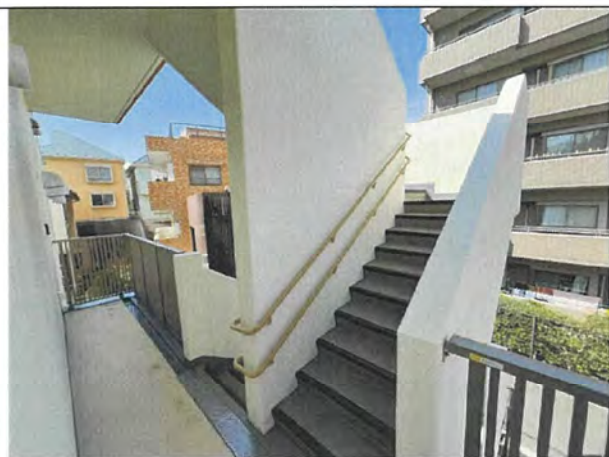
19. 静養室



2 0 . 相 談 室



2 1 . パ ル コ ニ ー 通 路 (避 難 路)



2 2 . 屋 外 階 段 (避 難 路)



2 3 . 屋 内 階 段 (避 難 路)



(追加1) 入口の案内板



(追加2) 入口の内側から見た乗降場所



(追加3) 乗降場所からみた建物の入口



[About Us](#)
[わたしたちにできること](#)
[おれんじハウスのストーリー](#)
[施設一覧](#)
[お問い合わせ](#)

私たちの活動に
寄付・参加

採用情報



おれんじハウスそだちとあそび教室戸塚

児童発達支援事業



HOME > おれんじハウスにできること > 発達支援 > おれんじハウスそだちとあそび教室戸塚

News

教室のお知らせ



2026.02.13

【お知らせ】おれんじハウスの児童発達支援「そだちとあそび教室」二俣川・戸塚にオープン予定！

入庫・入所

おれんじハウスそだちとあそび教室二俣川

おれんじハウスそだちとあそび教室戸塚

お知らせ一覧



Individuality

教室の紹介

戸塚保育園の1・2階にあり、保育園と併用もできる教室です。一人ひとりの心身の状態に合わせたクラスを選ぶことができ、福祉・医療の専門職が発達をサポートします。外部の保育園や他の福祉施設との併用など、ご家族の生活スタイルに合わせた利用も可能です。お気軽にご相談ください。



おれんじハウスそだちとあそび教室戸塚

Theme

教室のテーマ



後日掲載予定です

テーマの設定理由

後日掲載予定です

具体的な取り組み

・後日掲載予定です



Classes

クラス詳細

重心児発クラス



Kokoクラス

発達の遅れと肢体不自由の両方があることも向けのクラスです。看護師常駐で医療的ケアにも対応しながら、一人ひとりの体の状態に合わせて楽しく活動に参



Lalaクラス

ことばの遅れや感覚の過敏など発達で気になることがある、比較的低年齢向けのクラスです。遊びを通して必要な刺激を楽しく受けられるプログラムを行い、発



Kaiクラス

幼稚園、保育園のあとにも通いやすい夕方のクラスです。園での生活や就学後の生活を見据えて、個々に合った形で集団生活やお友達とのコミュニケーションに



Likoクラス

人工呼吸器などの高度な医療的ケアや、疾患、体調管理などの理由があって外出が困難な場合の訪問クラスです。ご自宅に発達支援の職員や看護師が訪問し、ア

～おれんじハウス～
加できるよう支援します。

もっと見る >

おれんじハウスでは、先
達のステップアップを支え
ます。

もっと見る >

おれんじハウスでは、先
達のステップアップを支え
ます。

もっと見る >

おれんじハウスでは、先
達のステップアップを支え
ます。

もっと見る >



おれんじハウスそだち とあそび教室戸塚

空きあり

※状況により変わる場合がございます



※完成予想図

開所	2026年4月1日 予定
住所	244-0002 神奈川県横浜市戸塚区矢部町684-1
最寄駅	JR・横浜市営地下鉄「戸塚駅」より 徒歩9分
電話番号	未定
対象年齢	通所クラス（Koko）は0歳から小学校卒業年の3月末、通所クラス （Lala、Kai）は0歳から就学前の3月末、訪問クラス（Liko）は0歳か ら18歳のお誕生日または高等学校卒業までご利用可
保育時間	月～金（日祝、年末年始除く）8：30～17：30
休園日	日曜、祝日、年末年始

Access アクセス

Contact Us

見学・お問い合わせ

既存施設の見学は随時承っております。

ご希望の方は、下記のお問い合わせフォームよりお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ



保育



発達支援/看護

no+e



- トップ
- About Us
- わたしたちにできること
- わたしたちのストーリー
- 施設一覧

- 保育
- 発達支援
- 看護・医療
- 医療的ケア児の居場所づくり
- おれんじハウスの「こどもまんなかアクション」
- 寄付・参加について

- 採用情報
- TOPICS
- グループ概要
- FAQ
- お問い合わせ
- 採用情報（仲介会社専用）



© 2025- おれんじハウス All Rights Reserved.

対象年齢

(児童発達支援) 0歳～就学前(放課後等デイサービス) 小学校卒業年の3月末まで

定員

1日6名

送迎

往復あり

ルートによりお迎え時間は相談させていただきます。

対応可能な医療的ケアの内容

人工呼吸器管理、気管切開管理、CV留置、酸素療法、経管栄養、人工肛門、導尿、痙攣時の処置 など

上記以外のケア内容もお気軽にお問い合わせください。

配置

保育士、児童指導員、看護師、リハビリ職(作業療法士、理学療法士、言語聴覚士等)

重心児発クラス
(Kokoクラス)

時間割 (児童発達支援)

9:30	順次到着 健康観察
10:00	はじめの会と、ふれあい遊び
10:30	午前の活動プログラム、お散歩
12:00	お昼ごはん
13:00	午睡、食休み
14:00	午後の活動プログラム
15:15	終わりの会
15:30	終了

※おれんじハウス戸塚保育園と併用の場合は上記の時間内で、ケアのスケジュールにあわせて1時間～利用できます。

※昼食は、おれんじハウス戸塚保育園と併用の場合は給食、児童発達支援のみの利用の場合はお弁当持参です。

じっしがいよう
実施概要

ほんちようさ だい きよこはまししょうがいしゃ けいかくきかん れいわ ねんど れいわ ねんど ねんど さくてい
本調査は、「第5期横浜市障害者プラン(計画期間:令和9年度～令和14年度[2027～2032年度])」策定
しょうがいとうじしゃ かた いけん はあく じっし
にあたり、障害当事者の方からのご意見を把握するために実施したアンケートです。

げんざい しゅうけいちゅう がつまつじてん でんしんせい かいとう たんじゅんしゅうけいけっか そくほうち
現在、アンケートは集計中ですが、1月末次点での電子申請システム回答の単純集計結果(速報値
けん ほうこく
1,158件)について、ご報告します。

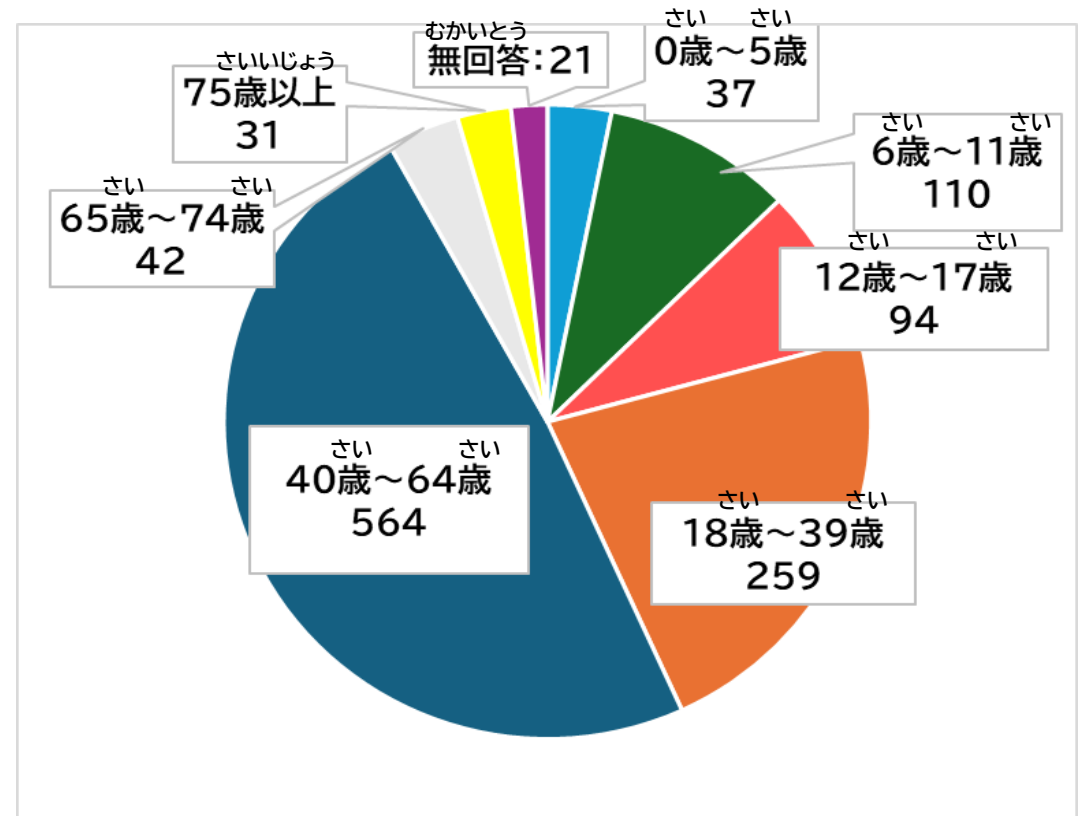
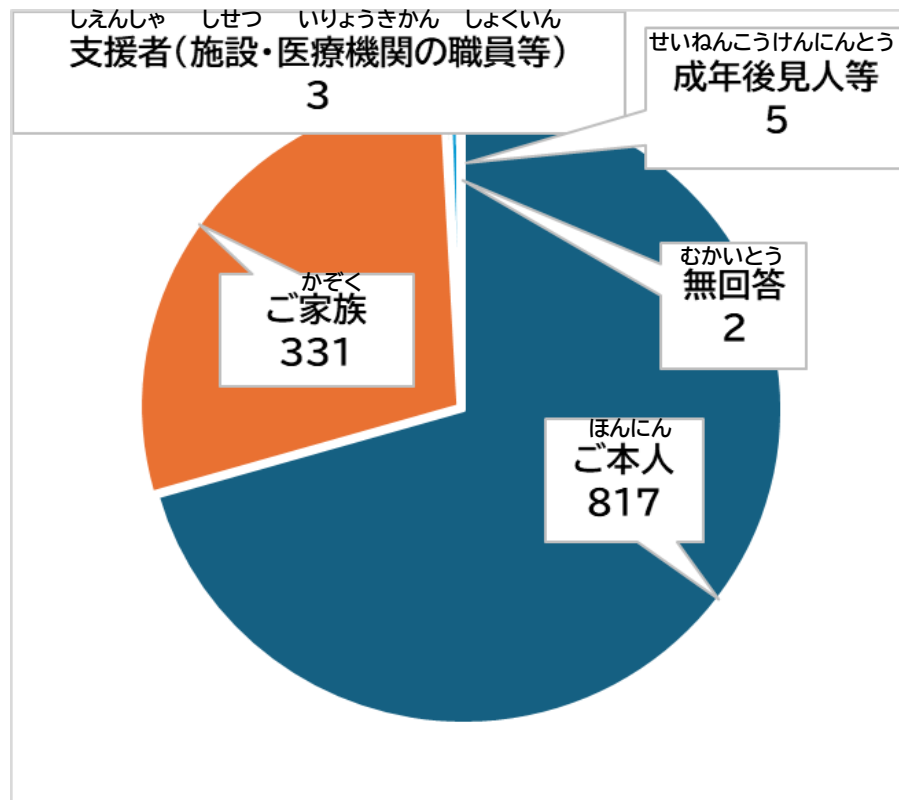
- 調査目的： ちょうさもくてき だい きよこはまししょうがいしゃ さくてい む およ いけん はあく
第5期横浜市障害者プラン策定に向けたニーズ及び意見把握
 - 計画期間： けいかくきかん れいわ ねんど ねんど れいわ ねんど ねんど ねんかん
令和9年度(2027年度)～令和14年度(2032年度)の6年間
 - 調査対象： ちょうさたいしょう したんたいしょうがいしゃてちよう あい てちよう せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちよう しょうじしゃ しょうがいしゃそうごうしえんほう ふくし りようしゃ
身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者、障害者総合支援法の福祉サービス利用者・
たいしょうしつべい かんじや やく パーセント にん む さく いちゅうしゅつ
対象疾病の患者のうち約10 % の19,000人を無作為抽出
 - 調査方法： ちょうさほうほう ゆうそう へんしんようふうとう きってふよう また よこはましでんしんせい かいとう
郵送(返信用封筒・切手不要)又は横浜市電子申請システムでの回答
 - 調査期間： ちょうさきかん ゆうそう れいわ ねん がつ か すい がつ にち きん けしんゆうこう
(1)郵送:令和8年1月14日(水)から2月6日(金)消印有効
でんしんせい れいわ ねん がつ にち もく がつ にち すい
(2)電子申請:令和8年1月22日(木)から2月11日(水)
- ※ 2月11日時点での、郵送での回収数は4,813件、電子申請システム回答数は1,673件で、合計6,486件(回収率34.1
ぱーせんと かいとうないようとう しょうさい げんざいしゅうけいなか
%)です。回答内容等の詳細は、現在集計中です。
- ※ 本報告における「件数」は回答件数(人)を表します。
ほんほうこく けんすう かいとうけんすう にん あらわ
- ※ 「割合(%)」は各設問の有効回答を分母とした構成比です。
わりあい パーセント かくせつもん ゆうこうかいとう ばんぼ こうせいひ
- ※ 「複数回答」設問では、合計件数が有効回答数(n)を上回る場合があります。
ふくすうかいとう せつもん ごうけいけんすう ゆうこうかいとうすう エヌ うわまわ ばあい

でんししんせいかいとうけっか がいよう
【アンケート 電子 申請 回答 結果 の 概要】

かいとうしゃ ぞくせい
1 回答者の 属性

かいとうしゃ けん がつまつじてん
(1) 回答者 : 1,158件 (1月 末 時点)

ア 本人 : 70.6 % (817件)、家族 28.6 % (331件) イ 年齢 : 40-64歳 48.7 % (564件)、18-39歳 22.4 % (259件)、18歳 未満 20.8 % (241件)



てちょうしよじしゃ
ウ 手帳 所持者

しんたいしょうがいしゃてちょう にん
(ア) 身体 障害者 手帳 691人

きゅう 1級	パーセント 38.4 %
きゅう 2級	パーセント 19.4 %
きゅう 3級	パーセント 14.9 %
きゅう 4級	パーセント 16.9 %
きゅう 5級	パーセント 4.1 %
きゅう 6級	パーセント 5.2 %
わからない	パーセント 1.2 %

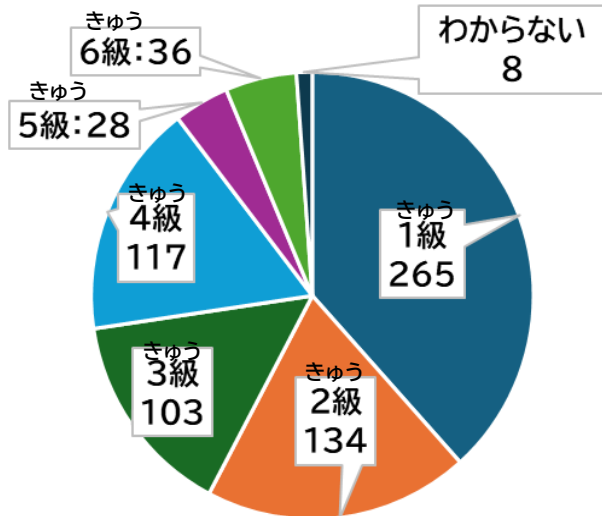
あい てちょう にん
(イ) 愛の手帳 316人

えー A 1	パーセント 24.1 %
えー A 2	パーセント 11.4 %
びー B 1	パーセント 14.6 %
びー B 2	パーセント 31.6 %
わからない	パーセント 18.4 %

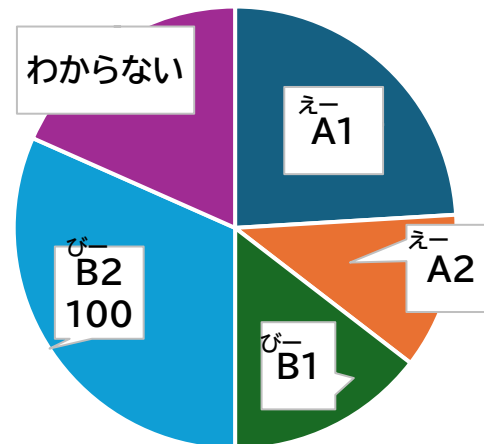
せいしんほけんふくしてちょう にん
(ウ) 精神 保健 福祉 手帳 374人

きゅう 1級	パーセント 7.0 %
きゅう 2級	パーセント 46.8 %
きゅう 3級	パーセント 32.1 %
わからない	パーセント 14.2 %

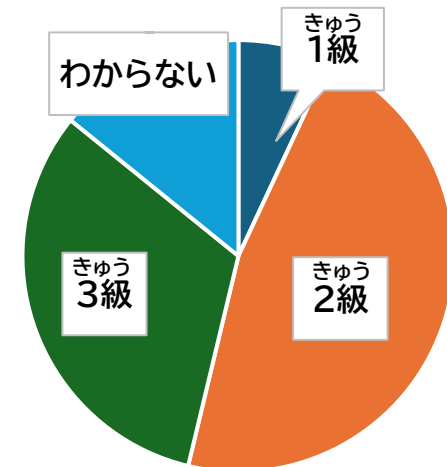
しんたいしょうがいしゃてちょう
身体障害者手帳



あい てちょう
愛の手帳



せいしんほけんふくしてちょう
精神保健福祉手帳



しょうがい ひと ひと おたが たいせつ
障 害のある人もない人も、みんながお互いを大切にしながら、
ちいき くら ひとり じぶん い
地域で暮らす 1 人として 自分らしく生きること。
く まち わたし
みんなが暮らしやすい街になることを、私 たちはめざしています。

だい き よこはまししょうがいしゃ れいわ ねんど ねんど こうせいあん
第5期横浜市障 害 者 プ ラ ン （令和9 年 度 ～ 14 年 度）【構成案】



1 横浜市障 害 者プランとは

「障害者計画」、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の3つの法定計画を一体的に策定した、
横浜市の障害福祉施策の総合的な計画です。

現在推進している「第4期横浜市障害者プラン」の計画期間（令和3年度～8年度）の満了に伴い、
新たな計画の策定が必要なため、「第5期横浜市障害者プラン」を策定します。

2 第5期横浜市障害者プランの概要

（1）計画期間 令和9年度から14年度までの6年間

6年間の障害児・者の施策の方向性と、3年間の障害児・者のサービスのサービス利用の見込量等
を決定します。 ※障害者福祉計画と障害児福祉計画は、3年ごとに検証・見直し

年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
名称	第5期横浜市障害者プラン					
構成	障害者計画					
	障害福祉計画			障害福祉計画		
	障害児福祉計画			障害児福祉計画		

（2）他計画との関係性

本市の総合計画である新たな「中期計画（令和8～11年度）」の策定を進めているため、本計画に
おいても整合を図るとともに、障害福祉に関係する他の分野別計画とも整合性を図り、一体的に推進
していきます。

しょうがいじ しゃし さく げんじょう かだい

3 障害児・者施策の現状と課題

しょうがいしゃてちょうしよじしゃすう ぞう かけいこう ひょう ぜんしめん し しょうがいしゃてちょうしよじしゃ わりあい ねん がつ び やく ぱーせんと

○障害者手帳所持者数は増加傾向(表1:全市民に占める障害者手帳所持者の割合は R7年4月1日で約5 %)

にあり、せいさんねんれいじんこう げんしょう なか しょうがいふくし いりょう ぞうか み こ

にあり、生産年齢人口が減少する中、障害福祉サービス・医療ニーズのさらなる増加が見込まれます。

しょうがい ひと ひと とも ちい き く しょうがい ひと

○障害のある人もない人も、共に地域で暮らしていく「インクルーシブなまちづくり」の実現には、

ちい き きぎょう しょうがいり かい ちい きせい かつ ひつよう ふくし きょういく いりょう き め う たいせい かだい

地域や企業の障害理解や、地域生活に必要な福祉・教育・医療を切れ目なく受けられる体制づくりが課題です。

しょうがいしゃ しょうがいり かい そくしん しょうがいふくし じんざいかくほ ちい きい こう

障害者プランにおいて、障害理解の促進、障害福祉の人材確保、地域移行などについて、

こん ご ねんかん し さく ほうこうせい ひつよう み こ りょう けいかく

今後6年間の施策の方向性や必要なサービスの見込み量を計画します。

しょうがい かか だれ す じつげん し めん まんぞくどうこうじょう

障害のあるなしに関わらず、誰にとっても住みよいまちの実現と、市民の満足度向上につなげます。

表1 横浜市人口と障害者手帳所持者数の比較		※各年度の3月末時点、ただし、横浜市人口のみ翌4月1日時点。(人)				
	れいわ ねんど 令和2年度	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度	れいわ ねんど 令和6年度	
よこはましじんこう 横浜市人口	3,775,319	3,768,363	3,768,664	3,767,635	3,769,150	
しんたいしょうがいしゃ 身体障害者	99,455	98,829	97,869	97,440	96,774	
ちてきしょうがいしゃ 知的障害者	33,553	34,859	36,283	37,752	39,234	
せいしんしょうがいしゃ 精神障害者	40,854	43,767	46,975	50,211	53,675	
てちょうしよじしゃぜんたい 手帳所持者全体	173,862	177,455	181,127	185,403	189,683	
よこはましじんこう 横浜市人口における しょうがいしゃてちょうしよじしゃすう 障害者手帳所持者数 わりあい 割合	ばーせんと 4.61 %	ばーせんと 4.71 %	ばーせんと 4.81 %	ばーせんと 4.92 %	ばーせんと 5.03 %	

4 計画策定の考え方とポイント

(1) 障害当事者や家族、障害児・者関係団体・支援者等の市民の皆様から御意見をいただきながら、
ともに作りあげていきます。

○グループインタビュー（質的調査≡対話による調査）…当事者、家族及び支援者に対してグループインタビューを実施。（36団体、計37回）

○当事者策定検討会（質的調査≡対話による調査）…プラン策定過程においても当事者の意見を反映させるため、新設置した検討会。（2回）

○当事者向けアンケート（量的調査≡数字による調査）…障害者手帳所持者の10%程度（19,000人）を対象にしたアンケート。（集計中）

○障害施策推進協議会、障害施策検討部会…当事者、家族、関係機関（支援者）から構成された障害施策専門の会議体（年4回程度）

ちいき ひと きぎょう
もっと地域の人や企業にも
しょうがい し
障害のことを知ってほしい！

さいがいじ もじ おんせい
災害時は、文字や音声だけの
じょうほう おおい じょうほう う
情報が多いので、情報を受け
と
取りづらいです。
ひなんせいかつ ひつよう はいりょ
避難生活でも、必要な配慮を
しんぱい
してくれるか心配です。



しょうがい ことば
「障害」という言葉がなくなるくらい、
く しゃかい
暮らしやすい社会になってほしい

じぶん す な ちいき
自分の住み慣れた地域で、
せいかつ
ずっと生活していきたい！

いま けいかく もじ おお
今の計画は、文字が多い。
どこに じぶん かんけい ないよう
自分に関係する内容があるか、
わからない。もっと読みやすくしてほしい。

4 計画策定の考え方とポイント

(2) 施策の目的や目標値を市民（当事者）の皆様によりわかりやすく示し、計画による変化や効果を実感していただくために、本計画では、他の行政計画と同様に「**ロジックモデル（※）**」の手法を取り入れて策定を進めます。ロジックモデル化を行うのは、特に、**基本目標、施策群の代表的な施策（中期計画や他計画と連動しているもの）、法定の取組・事業などに**します。

※ロジックモデルとは、「この取り組みは何を使い、何を 行い、何が生まれ、どんな効果につながるのか」を数値や表などで示す手法です。

(3) すべての施策の共通する視点として、**データに基づく計画策定と D X の推進**に取り組みます。

(4) 写真やイラストを効果的に用い、表現方法や索引（インデックス）を工夫することで、**これまでより読みやすく理解しやすい計画冊子に**します。

※計画冊子とは別に、「どなたでもわかりやすい版」も作成します。

(5) 障害のある方たちが、望む場所で自分らしく生活し、学び、働き、地域の一員として参加できる

「インクルーシブな社会」を実現するためには、制度整備だけでは不十分です。

地域で安心して生活し続けるため、日常生活をささえる基盤となる環境づくりが欠かせず、とりわけ、**①障害理解の促進、②支援を担う人材の確保、③地域移行の推進**が重要です。

本計画では、これらを「**障害のある人を地域で支える基盤**」と位置づけるとともに、障害のある方の日常生活に直結する「**4つの生活の場面**」に沿って施策群を編成し、誰もが地域で自分らしく暮らし続けられる環境づくりを進めていきます。

基本目標
(計画全体の
成果目標)

障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、
自分らしく暮らし続けることができる「インクルーシブなまちヨコハマ」の実現を目指す

指標: 情報・サービス・制度で困ることがない と回答する割合

生活の場面ごとの取組(施策群)

障害のある人を地域で支える
基盤の整備

安全・安心
(保健・医療の推進、防災)

育む・学ぶ
(障害児支援の拡充)

住む・暮らす
(住まい・暮らしの支援)

働く・楽しむ
(就労や日中活動の支援)

生活の場面ごとの施策目標

医ケア児・者等支援者養成数
(養成研修修了者数累計)※
など

心のサポーター養成者数 など

市内保育所等における
医療的ケア児の待機児童数※
など

グループホーム利用者数※
など

福祉施設から一般就労への
移行者数※ など

各事業・取組の成果(法定の成果目標含む)

・地域移行者数、施設入所者数
・人材確保・定着等のイベント来場者数
・障害福祉現場のICT導入数
・支援者養成研修の受講者数 など

・医療従事者研修の受講者数
・災害時要援護者支援事業の取組数 など

・児童発達支援の利用児童数、利用日数
・医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整する
コーディネーターの配置人数 など

・生活介護の利用者数、利用日数
・自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数
など

・就労選択支援事業所の設置数
・一般就労への移行者数
・メタバースを活用したイベント参加者数 など

各事業・取組の実施(あんしん施策含む)

※は、新中期計画の施策指標にもなっているものです。

生活の場面ごとの施策目標と各事業・取組の成果(法定の成果目標含む)は一例です。

ご意見をいただきながら、今後内容を追加していきます。

参考 各種調査結果から見える現状(障害当事者や家族、障害児・者関係団体・事業者等市民の皆様からご意見)

7月～10月に行った、「グループインタビュー」では、3つの質問に対して、意見をいただきました。

- (1) 現在達成できていること、前より良くなったこと
- (2) 6年後の理想の社会・暮らし
- (3) 理想の社会・暮らしを叶えるために何をすれば良いのか・必要なことは何か

現在達成できていること、 前より良くなったこと	6年後の理想の社会・暮らし	理想の社会・暮らしを叶えるために 必要なこと
1. 働く場が広がった 2. 自分のペースで生活改善 3. 障害への理解が広がった 4. 移動が安全・便利になった 5. 福祉サービスが使いやすくなった 6. 相談しやすくなった 7. ICTで便利になった 8. こども向けサービスが充実 9. 医療と福祉が進歩 10. グループホームが増えた など	1. 障害があってもなくても、みんな がわかりあって助けあえる社会に したい 2. 平和で安心できる生活を続けなが ら、障害者の支援や環境の問題 に対応 3. いろいろな働き方ができて、 障害者や高齢者も体調や力に 合わせて働ける 4. 移動の支援をふやし、バスやタク シーが安く使えるようにする 5. 福祉の仕事をする人がじゅうぶん いて、働く人の待遇がよくなる など	1. 障害のことをよく知ってもらう こと 2. 福祉のしごとをする人をふやすこ と 3. すむところや安心できる場所をつ くること 4. そうだんできる場所をふやすこと 5. サービスをもっとわかりやすく、 つかいやすくすること 6. 働くことをてつだうこと 7. でかけやすくすること 8. 病院やけんこうのてつだいをふ やすこと など

「第1回当事者検討会」では、インタビューで多かったご意見について、具体的な施策の参考とすることをご意見をいただきました。

テーマ	主な意見
① 障害理解	・ 障害のある人と地域の人とのふれあう機会を増やす ・ 学校教育におけるインクルーシブ教育を進めていく ・ 障害者の声を聞く／障害特性を知る ・ 正しく理解するための周知方法を工夫する
② 障害福祉の人材確保	・ 支援者がいていねいな対応をしてくれた ・ 支援者の増員 ・ 職員の給料向上
③ 災害への備え	・ 情報保障・アクセシビリティ ・ 災害への備え／薬がなくなる不安 ・ 避難場所が不明 ・ 災害避難時の互いの理解
④ インクルーシブ教育	・ インクルーシブ教育のあり方検討 ・ 当事者による講演・講話・出前講座 ・ 教職員向け研修
⑤ 住まい・暮らし	・ 選択肢の拡充 ・ バリアフリー整備 ・ 人員体制の強化 ・ 相談しやすい環境 ・ プライバシーの確保 ・ 地域の人たちの障害理解・交流
⑥ 移動支援	・ 公共交通の利便性の向上 ・ 支援者の増員 ・ 鉄道、タクシーの補助 ・ バリアフリーの整備 ・ 周りの人の理解
⑦ 働く・楽しむ	・ 自身の特性・強み、苦手・必要な配慮の具体的共有 ・ 企業側の障害理解の促進
⑧ 交流	・ 地域の交流会・サークルの支援 ・ 障害者同士の対面での交流促進／同世代・世代別の交流の場・居場所の拡充 ・ 横浜ラポールの施設

令和8年度 予算概要4局抜粋版

健康福祉局

こども青少年局

医療局

教育委員会

令和 8 年 度
予 算 概 要

健 康 福 祉 局

健康福祉局予算案の考え方

「中期計画2026-2029」（素案）を踏まえた予算案

令和8年度は「横浜市中期計画2026-2029」がスタートする年です。令和8年度予算案は、昨年12月に公表した計画素案の内容を踏まえて編成しました。

《新たな中期計画の考え方》

明日をひらく都市

戦略 市民生活の安心・安全×横浜の持続的な成長・発展

4年間で重点的に進める戦略や取組

市政の基礎となり、日々の生活や活動を支える
個別分野別計画、業務サービス など

《健康福祉局の基本目標と4つの施策の柱》

地域福祉保健と
健康づくりの推進

高齢者保健福祉の
推進

【基本目標】
今日の安心
明日の安心
そして将来への安心に向けて

障害者施策の
推進

生活基盤の安定と
自立の支援等

「中期計画2026-2029」と各分野別計画の連動

新たな中期計画に掲げる重点的に進める戦略や取組の推進と併せて、「横浜市地域福祉保健計画」、「健康横浜21」、「よこはまポジティブエイジング計画」、「横浜市障害者プラン」など、市政の基礎となり、市民の皆様の日々の生活や活動を支える各分野別計画に基づく施策も、引き続き着実に進めていきます。新たな中期計画とこれらの計画をしっかりと連動させ、推進していくことで、市民の皆様の暮らしやすさの向上につなげていきます。

市民の皆様の実感を評価の軸に

施策の推進にあたっては、最上位の目標を「市民の実感」をベースに設定し、アウトカム指標の進捗状況を把握し、データに基づいて検証を行いながら、施策の質の向上を図ります。こうした「市民目線の経営サイクル（PDCA）」の中で、市民の皆様が施策の効果を実感できるように取り組んでいきます。

健康福祉局の基本目標と4つの施策の柱

健康・福祉に関する4つの施策の柱を「地域福祉保健と健康づくりの推進」、「高齢者保健福祉の推進」、「障害者施策の推進」、「生活基盤の安定と自立の支援等」とし、健康福祉局の基本目標である「今日の安心 明日の安心 そして将来への安心に向けて」の実現に向けてしっかりと取り組んでいきます。

健康福祉局重点取組 「誰もが暮らしやすいと実感できるまちづくり」

現状と課題、取組の方向性

高齢化の進展や地域のつながりの希薄化などにより、福祉ニーズは多様化・複雑化しています。また、身寄りのない高齢者等への支援など、今日的な課題も新たに生じてきています。そうした社会環境等の変化を踏まえ、高齢者や障害者、生活困窮等で困難を抱えた方なども含め、誰もが暮らしやすいと実感していただけるまちづくりを進めていくことが必要です。令和8年度は、新たな中期計画と各分野別計画をしっかりと連動させて推進していくとともに、①小児医療費助成の拡充、②受動喫煙対策の推進、③特別養護老人ホームの待機期間短縮、④社会参加と介護予防の推進、の4つを重点取組として進めていきます。

①小児医療費助成の拡充

(58頁に記載)

子育て世帯の経済的負担感を軽減し、「ゆとり」の創出を図るため、医療費（保険診療分）の自己負担無償化を18歳年度末まで拡大します。（令和8年6月実施予定）

②受動喫煙対策の推進

(14頁に記載)

屋外におけるさらなる受動喫煙対策を進めるため、路上喫煙が多発する場所のパトロールを実施します。また、望まない受動喫煙のない暮らしの実現に向けて、効果的なプロモーションを実施します。

③特別養護老人ホームの待機期間短縮

(23頁に記載)

特別養護老人ホームへの入所を必要とされている方が早期に入所できるよう、コーディネーターが入所申込者の状況を踏まえて提案を行うなど、入所申込者と施設とのマッチング機能を強化します。

④社会参加と介護予防の推進

(18, 19頁に記載)

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられるよう、就労的活動・通いの場等への社会参加や、健診・医療・介護データ等を活用したフレイル対策等の介護予防を推進します。

《暮らしやすいまちを目指して》

福祉ニーズが多様化・複雑化する中、日々の不安や困りごとに対し、行政が市民目線で検討し、取り組むことが求められています。

そこで、生活困窮者等へのきめ細やかな居住支援の強化や、高齢者が安心して日常生活を送るための支援の検討を進めます。

また、障害者が地域で自分の希望にあった暮らしを安心して送れるよう、グループホームの支援の質の向上及び受入体制の強化を図ります。さらに、こども・若者の自殺対策のための専門家チームを新たに設置するなど、自殺対策を総合的に進めます。

あわせて、脱炭素社会の実現に向けた取組として、ペーパーレス化や施設の照明のLED化等を推進します。

健康福祉局予算案総括表

(一般会計)

(単位：千円)

項 目	令和8年度	令和7年度	増△減	増減率 (%)	備 考
7款 健 康 福 祉 費	415,946,165	380,847,558	35,098,607	9.2	
1項 社 会 福 祉 費	68,969,958	64,932,112	4,037,846	6.2	社会福祉総務費、社会福祉事業振興費、国民年金費、ひとり親家庭等医療費、小児医療費、難病対策費、葬務費
2項 障 害 者 福 祉 費	160,288,339	146,061,325	14,227,014	9.7	障害者福祉費、こころの健康相談センター等運営費、障害者手当費、障害者医療費、障害者福祉施設運営費、リハビリテーションセンター等運営費
3項 老 人 福 祉 費	15,483,717	16,615,762	△ 1,132,045	△ 6.8	老人措置費、老人福祉費、老人福祉施設運営費
4項 生 活 援 護 費	142,967,659	138,977,213	3,990,446	2.9	生活保護費、援護対策費
5項 健 康 福 祉 施 設 整 備 費	23,813,827	10,174,453	13,639,374	134.1	健康福祉施設整備費
6項 健 康 推 進 費	4,422,665	4,086,693	335,972	8.2	健康づくり費、地域保健推進費
19款 諸 支 出 金	141,255,604	135,329,075	5,926,529	4.4	
1項 特 別 会 計 繰 出 金	141,255,604	135,329,075	5,926,529	4.4	国民健康保険事業費、介護保険事業費、後期高齢者医療事業費、公害被害者救済事業費、水道事業、自動車事業及び高速鉄道事業会計繰出金
一 般 会 計 計	557,201,769	516,176,633	41,025,136	7.9	

(特別会計)

(単位：千円)

項 目	令和8年度	令和7年度	増△減	増減率 (%)
国民健康保険 事業費会計	311,601,533	307,420,211	4,181,322	1.4
介護保険 事業費会計	358,910,241	341,795,181	17,115,060	5.0
後期高齢者医療 事業費会計	116,458,763	105,467,250	10,991,513	10.4
公害被害者救済 事業費会計	109,592	34,161	75,431	220.8
新墓園事業費会計	4,498,750	2,550,170	1,948,580	76.4
特別会計計	791,578,879	757,266,973	34,311,906	4.5

(単位：千円)

健康福祉局一般会計予算の財源		
	令和8年度	令和7年度
特定財源	(48.1)	(46.3)
一般財源	267,788,464	239,154,284
合 計	(51.9)	(53.7)
	289,413,305	277,022,349
計	(100)	(100)
	557,201,769	516,176,633
() 内は構成比 (%)		

障害福祉主要事業の概要

障害者が希望する場所で自分らしく安心して生活することができるよう、障害施策に関わる中長期的な計画である「第4期横浜市障害者プラン」を令和3年度に策定し、各種事業を計画的かつ重層的に推進しています。

1 障害者総合支援法に基づく主な事業

障害者への福祉サービスの基本的な内容は、障害者総合支援法に規定されており、国が定める基準に基づき個人に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村等が地域特性や利用者の状況に応じて給付基準や内容を定める「地域生活支援事業」で構成されています。

(1) 自立支援給付関連

事業種別	本市事業名
障害福祉サービス費等 (介護給付、訓練給付)	居宅介護事業【予算概要16】 障害者地域活動ホーム運営事業【予算概要17】 障害者支援施設等自立支援給付費【予算概要21】 在宅障害児・者短期入所事業 障害者グループホーム設置運営事業【予算概要22】
計画相談支援給付費等	計画相談・地域相談支援事業【予算概要18】
自立支援医療費等	障害者支援施設等自立支援給付費【予算概要21】 更生医療事業【予算概要27】 医療費公費負担事業【予算概要28】 医療給付事業
補装具費	補装具費支給事業
高額障害福祉サービス等給付費	高額障害福祉サービス費等償還事業

(2) 地域生活支援事業関連

本市事業名	事業内容
後見的支援推進事業【予算概要16】	障害者が安心して地域で暮らせるように、生活を見守る仕組みを、地域を良く知る社会福祉法人等とともに作っていきます。
精神障害者生活支援センター運営事業【予算概要17】	各区に1館ある「精神障害者生活支援センター」では、精神障害者の自立生活を支援するため、精神保健福祉士による相談や居場所の提供等を行います。
地域活動支援センター（障害者地域作業所型・精神障害者地域作業所型）【予算概要17】	障害者が地域の中で創作活動や生産的活動、社会との交流などを行う地域活動支援センター（障害者地域作業所型等）に対して助成を行います。
障害者相談支援事業【予算概要18】	基幹相談支援センター等に配置された相談員が、障害者が地域で安心して暮らすために生活全般にわたる相談に対応します。
発達障害者支援体制整備事業【予算概要18】	発達障害児・者について、ライフステージに対応する支援体制を整備し、発達障害児・者の福祉の向上を図ります。

2 その他の主な事業

前述の障害者総合支援法に規定されている事業以外にも、本市が独自に企画した事業等を展開しています。（財源については、可能な限り国費・県費を導入しています。）

本市事業名	事業内容
障害者自立生活アシスタント事業等【予算概要16】	地域で生活する単身等の障害者に対し、居宅訪問等を通じた助言や相談等のサービスを提供し、地域生活の継続を図ります。（障害者総合支援法の自立生活援助事業を含む）
多機能型拠点運営事業【予算概要17】	常に医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児・者等を支援するため、診療、訪問看護、短期入所等のサービスを一体的に提供する「多機能型拠点」を運営します。
障害者地域活動ホーム運営事業【予算概要17】	在宅の障害児・者の支援拠点として、日中活動のほか、一時的な滞在等を提供する各区の「障害者地域活動ホーム」の運営について補助を行います。
重度障害者タクシー料金助成事業【予算概要20】	公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、福祉タクシー利用券を交付することにより、タクシー料金を助成します。
障害者自動車燃料費助成事業【予算概要20】	公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、自動車燃料券を交付することにより、自動車燃料費を助成します。

本市事業名	事業内容
障害者就労支援事業【予算概要24】	障害者の就労支援を行う就労支援センターの運営について補助を行います。また、企業等から障害者施設への発注促進や自主製品の販路拡大等を行います。
障害者スポーツ文化センター管理運営事業【予算概要25】	横浜ラポール及びびらポール上大岡において、障害者のスポーツ・文化活動を推進します。
障害者差別解消推進事業【予算概要26】	障害者差別解消法、障害者差別解消の推進に関する取組指針等に基づいた事業を行います。
こころの健康対策【予算概要28】	自殺対策の充実に向け、関係機関や庁内関係部署との連携により総合的に取り組みます。このほか、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。
依存症対策事業【予算概要29】	アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症当事者やその家族への支援の充実のため、相談・支援や普及啓発、連携推進などの取組を実施します。
精神科救急医療対策事業【予算概要30】	県及び県内他政令市と協調体制のもと、緊急に精神科医療を必要とする方を受け入れる協力医療機関の体制確保等を行います。

3 障害者手帳所持者数

各年度、3月31日時点の人数。

【令和4年度】身体障害：97,869人、知的障害：36,283人、精神障害：46,975人	合計：181,127人
【令和5年度】身体障害：97,440人、知的障害：37,752人、精神障害：50,211人	合計：185,403人
【令和6年度】身体障害：96,774人、知的障害：39,234人、精神障害：53,675人	合計：189,683人

16 障害者の地域生活支援等

本年度		前年度	増△減
250億4,633万円		213億1,255万円	37億3,378万円
本年度の財源内訳			
国	94億4,560万円	県	46億5,197万円
その他	193万円	市 費	109億4,683万円

事業内容

本人の生活力を引き出す支援を行い、障害者が地域で自立した生活を送れるよう、各事業を推進していきます。

（「あんしん」と表記している事業は、「将来にわたるあんしん施策」を含む事業です。）

1 障害者ホームヘルプ事業

新中期

239億7,552万円（203億4,308万円）

居宅介護事業のうち障害者ホームヘルプ事業では、身体介護や家事援助等を必要とする障害児・者及び移動に著しい困難を有する視覚障害、知的障害、精神障害の児・者に対して、ホームヘルプサービスを提供します。また、大学就学や就労している重度障害者に対して身体介護等の支援を提供します。

2 障害者自立生活アシスタント事業・自立生活援助事業

新中期

【あんしん】 2億2,537万円（2億955万円）

一人暮らしの障害者や一人暮らしを目指す障害者に対して、支援員の定期的な自宅訪問や随時の対応により、日常生活に関する相談や助言、情報提供等を行います。関係機関との連絡調整や連携を通じて、本人が持つ能力を最大限に引き出し、地域で安定した単身生活を継続できるよう支援します。

3 後見的支援推進事業【あんしん】

新中期

6億5,637万円（6億4,065万円）

障害者が地域で安心して暮らせるよう、本人の日常生活を見守るあんしんキーパーをはじめとして、住み慣れた地域での見守り体制を構築します。

また、制度登録者に対して、定期訪問のほか、将来の不安や希望を本人に寄り添いながら伺い、必要に応じて適切な支援機関につなぎます。



【「地域で暮らす」を考える～「親あるうち」の「親なきあと」への備え～講演会の様子】

今算概要4局抜粋版-10-

4 医療的ケア児・者等支援促進事業<拡充>[あんしん] **新中期** 905万円(738万円)

医療的ケア児・者等の在宅生活を支えるため、医療的ケア児・者等コーディネーターを中心に関係機関との連携や地域での受入れを推進するとともに、医療的ケア児・者についての理解を深めてより連携を広げていくため、市内訪問看護事業所、障害福祉サービス事業所、保育園・学校等に従事する職員を対象に、支援者養成研修を実施します。

8年度は新たな取組として、小児期から成人期へ移行しても適切な医療やケアを受けられるよう、成人領域診療科で従事する医療者向けの研修を実施します。

5 持続可能で安定的な事業所運営に向けた支援 **新中期** <新規・拡充> 1億360万円(4,559万円)

障害福祉事業所の持続可能で安定的な運営体制を確保するため、障害福祉サービス事業所へコンサルタントを派遣し、経営分析等の支援を行います。

また、障害福祉分野における人材確保と定着を図るため、人材確保・定着セミナーを開催するほか、新たに外国人材確保に向けた支援を実施します。

併せて、職員の介護業務の負担軽減や業務効率化を推進するため、事業所における介護ロボットやICT機器等の導入について、従来の障害者施設サービス事業所に加え、訪問系サービス事業所と相談支援事業所にも対象を拡大し補助を行います。

<主な取組>

- (1) コンサルタント派遣による経営分析等<新規>
- (2) 人材確保・定着セミナー
- (3) 外国人材確保支援(セミナーの開催)<新規>
- (4) 介護テクノロジー導入支援<拡充>



【介護ロボットを導入した支援の様子】

6 障害者社会参加促進事業<拡充>

新中期

7,062万円(6,630万円)

障害者の社会参加の促進に向けて、手話通訳者等養成事業や障害者社会参加訓練事業を実施します。あわせて、手話施策推進法の施行をふまえ、手話奉仕員養成にかかる講師確保や新たに学生向けの手話講座など、手話施策の充実に取り組めます。

7 メタバース空間を活用した交流機会創出事業<新規>

新中期

250万円(0万円)

対面でのコミュニケーションや外出が難しい障害者などが、より多くの人と交流できるよう、メタバース空間を活用した交流機会等の創出に向け、ニーズ調査を行います。

8 障害者手帳のデジタル化<新規>

330万円(0万円)

紙またはカードで発行している障害者手帳について、携行方法の選択肢を広げ、利便性の向上を図るため、スマートフォンアプリを活用したデジタル化を推進します。

コラム

「手話リンク」の導入

聴覚障害者などが、市役所や区役所へ手話による電話での問い合わせができるよう、「手話リンク」サービスを導入します。

窓口等に出向かなくても、スマートフォンなどを利用し、本市ウェブサイト上の「手話で電話」ボタンを押すことで、手話通訳オペレーターを介してお問い合わせなどすることができます。(8年3月～導入予定)

【イメージ図】



画像提供元:総務大臣指定 電話リレーサービス提供機関 一般財団法人
日本財団電話リレーサービス

17 障害者の地域支援の拠点

本年度		前年度	増△減
116億255万円		108億2,106万円	7億8,149万円
本年度の財源内訳			
国	32億9,960万円	県	16億4,980万円
その他	9万円	市費	66億5,306万円

事業内容

1 多機能型拠点運営事業<拡充>〔あんしん〕 新中期

5億4,372万円（2億7,811万円）※

常に医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者等の地域での暮らしを支援するため、診療所を併設し、訪問看護サービスや短期入所等を一体的に提供する拠点施設の運営について補助を行います。8年度は、医療的ケアが必要な重症心身障害児・者等への支援を強化するため、生活介護及び相談支援に対する運営費の補助を拡充します。（4か所）

※事業移管による自立支援給付費の増：2億2,200万円

【多機能型拠点】▶



【地域活動ホーム】▶



2 障害者地域活動ホーム運営事業 新中期

65億3,941万円（61億6,335万円）

障害児・者の地域での生活を支援する拠点施設として生活支援事業や日中活動事業を行う「障害者地域活動ホーム」の運営について補助を行います。

（41か所：社会福祉法人型18か所、機能強化型23か所）

3 精神障害者生活支援センター運営事業〔あんしん〕 新中期

14億4,354万円（13億9,554万円）

統合失調症など精神障害者の社会復帰、自立等を支援する拠点施設として、全区で運営について補助等を行います。

（18か所）

4 地域活動支援センターの運営〔あんしん〕 新中期

30億7,588万円（29億8,406万円）

在宅の障害者に通所による活動の機会を提供し、社会との交流を促進する施設の運営について補助を行います。

（134か所（8年度末見込））

18 障害者の相談支援

本年度		前年度	増△減
24億5,419万円		22億7,365万円	1億8,054万円
本年度の財源内訳			
国	11億3,531万円	県	5億6,765万円
その他	1万円	市費	7億5,122万円

事業内容

新中期

1 障害者相談支援事業 10億5,895万円（10億1,752万円）

基幹相談支援センター等において、身近な地域での相談から個別的・専門的な相談まで総合的に実施するとともに、障害者が地域で安心して生活することができるよう、地域生活支援拠点機能の充実に取り組みます。



【基幹相談支援センターの相談員ミーティングの様子】

2 計画相談・地域相談支援事業

新中期

13億5,346万円（12億1,670万円）

障害福祉サービス等を利用する方に、サービス等利用計画の作成を含む相談支援を実施します。

また、計画相談支援の実施率向上のため、「常勤・専従」の相談支援専門員を配置した事業所に対し、助成を実施します。

その他、施設等からの地域移行、単身等で生活する障害者の地域定着を支援する地域相談支援を実施します。

3 発達障害者支援体制整備事業【あんしん】

新中期

4,178万円（3,943万円）

発達障害者の支援に困難を抱えている事業所への訪問支援や、強度行動障害に対する支援力向上を図るための研修の実施、地域での一人暮らしに向けた当事者支援を行うサポートホーム事業を実施します。

19 障害者の防災対策の取組

本年度		前年度	増△減
2,746万円		6,070万円	△3,324万円
本年度の財源内訳			
国	1,263万円	県	125万円
その他	844万円	市費	514万円

事業内容

1 災害時障害者支援事業（EV車導入支援）【基金】

720万円（2,295万円）

「横浜市地震防災戦略」に基づき、誰もが安心して生活を送ることができる仕組み作りの一環として、万が一の災害発生時においても、電源を確保し、障害福祉サービスが提供されるよう、障害者施設等における電気自動車の導入費用について補助を行います。

2 要電源障害児者等災害時電源確保支援事業【基金】 新中期

498万円（738万円）

電源が必要な医療機器を在宅で使用する障害児・者等に対し、災害等による停電時の備えとして、災害時にも電源を確保できるよう、蓄電池等の非常用電源装置の購入について補助を行います。

3 災害派遣精神医療チーム（DPAT）養成支援事業 新中期

28万円（37万円）

自然災害等が発生した際に、精神科医療の提供や精神保健活動の支援等を行うDPAT従事者を養成するほか、災害発生時に必要となる通信手段を確保します。

4 非常用自家発電設備設置費補助 1,500万円（3,000万円）

障害者支援施設が、緊急災害時においても非常用電源を活用することで、施設運営に必要な電力を維持し、施設利用者の安全を確保できるよう、非常用自家発電設備設置に要する費用について補助を行います。

コラム 「災害派遣精神医療チーム（DPAT）」とは

地震や事故など大きな災害が起きると、不安やストレスで精神的な問題や困りごとが増加します。DPATは精神科医師や看護師等で構成され、被災地域の精神面でのニーズや課題を把握し、こころのケアや精神科医療を提供するなど、被災地でこころの健康を支える活動を行います。

DPAT: Disaster Psychiatric Assistance Team

20 障害者の移動支援

本年度	前年度	増△減	
80億円	77億2,382万円	2億7,618万円	
本年度の財源内訳			
国	14億285万円	県	7億143万円
その他	7,743万円	市費	58億1,829万円

事業内容

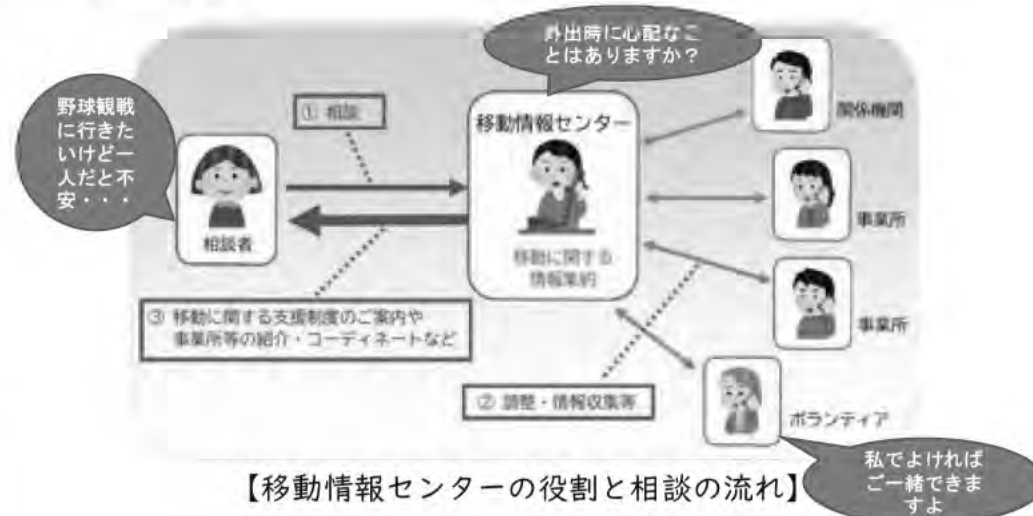
障害者等の外出を促進するために、各事業を推進していきます。

- 1 福祉特別乗車券交付事業** 新中期
34億2,223万円（32億1,886万円）
 市営交通機関、市内を運行する民営バス・金沢シーサイドライン及び一部地域公共交通を利用できる乗車券（福祉パス）を交付し、障害者等の外出を支援します。
 ・利用者負担額（年額） 1,200円（20歳未満600円）

- 2 重度障害者タクシー料金助成事業** 新中期
7億597万円（7億4,764万円）
 公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、福祉タクシー利用券を交付します。なお、8年10月から、1乗車あたり7枚の利用枚数制限を撤廃します。（助成額1枚500円 交付枚数 年84枚）

- 新中期
3 障害者自動車燃料費助成事業 **3億2,312万円**（3億858万円）
 公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、自動車燃料券を交付します。（助成額1枚1,000円 交付枚数 年24枚）

- 4 移動情報センター運営等事業** 新中期
1億8,135万円（1億6,710万円）
 移動に困難を抱える障害者等からの相談に応じて情報提供を行うとともに、移動支援に関わるボランティア等の発掘・育成を行う移動情報センターの運営（18区社会福祉協議会）について補助を行います。



【移動情報センターの役割と相談の流れ】

5 障害者ガイドヘルプ事業<拡充>〔あんしん〕 新中期
26億5,163万円（26億2,253万円）

単独で外出が困難な重度の肢体不自由、知的障害、精神障害のある障害児・者等に対して、ガイドヘルプサービスを提供します。
また、ガイドヘルパー等資格取得にかかる研修受講料助成について、「喀痰吸引等研修」を対象に追加します。

6 障害者移動支援事業〔あんしん〕 新中期
1億8,189万円（1億6,633万円）

（1）ハンディキャブ事業

ハンディキャブ（リフト付車両）の運行・貸出、運転ボランティアの紹介を行う団体に対し事業経費の補助を行います。

（2）タクシー事業者福祉車両導入促進事業

車椅子で乗車できるユニバーサルデザインタクシー導入費用の一部について補助を行います。

（3）ガイドボランティア事業

障害児・者等が外出する際の付き添い等を行うボランティア活動を支援する団体に対し事業経費の補助を行います。

【ユニバーサルデザインタクシー】▶



7 障害者施設等通所者交通費助成事業 新中期
4億9,270万円（4億6,438万円）

施設等への通所者及び介助者に対して通所にかかる交通費を助成します。

8 障害者自動車運転訓練費・改造費助成事業〔あんしん〕 新中期
4,111万円（2,840万円）

中重度障害者が運転免許を取得する費用の一部や、重度障害児・者本人及び介護者が使用する自動車改造費・購入費の一部を助成します。

21 障害者支援施設等自立支援給付費

本年度		前年度	増△減
481億8,307万円		421億7,433万円	60億874万円
本年度の財源内訳			
国	240億8,592万円	県	120億4,273万円
その他	4万円	市費	120億5,438万円

事業内容

障害者総合支援法に基づき、施設に入所又は通所している障害者に対し、日常生活の自立に向けた支援や就労に向けた訓練等の障害福祉サービスを提供します。

1 主な障害福祉サービス

(1) 施設入所支援

施設に入所している人に対し、夜間や休日に、入浴・排泄・食事の介護等を提供します。

(2) 生活介護

施設に入所又は通所している人に対し、日中に、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会等を提供します。

(3) 自立訓練

理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション、日常生活上の相談支援等を行います。（機能訓練）

食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援等を行います。（生活訓練）

(4) 就労支援（就労選択支援、就労継続支援、就労移行支援等）

就労に関する適性、知識及び能力の評価、就労に関する意向等の整理（アセスメント）等を通じて、就労先・働き方についてより良い選択ができるよう支援します。

また、就労・生産活動の機会の提供、一般就労に向けた支援や就労後の職場定着のための支援を行います。

2 利用者数見込

延べ19,638人（月平均）



【生活介護の様子（左）・就労支援の様子（右）】

22 障害者グループホーム設置運営事業

本年度		前年度	増△減
240億4,215万円		221億9,016万円	18億5,199万円
本年度の財源内訳			
国	100億523万円	県	49億9,618万円
その他	—	市 費	90億4,074万円

事業内容

新中期

- 1 設置費補助** 1億1,392万円（1億1,099万円）
障害者プラン等に基づくグループホームの新設、老朽化等による移転等について補助を行います。

（1）新設ホーム 44か所、移転ホーム 10か所
※うち新設4か所は障害児施設18歳以上入所者（過齢児）移行相当分

（2）スプリンクラー設置補助 14か所
※新設・移転ホーム分 12か所 ※既設ホーム分 2か所

新中期

- 2 運営費補助等＜拡充＞** 238億4,395万円（220億3,176万円）
（1）グループホームにおける運営、支援の強化等を図るため、家賃、人件費等の一部の補助を行います。
※8年度末時点見込1,067か所（うち新設44か所）

- （2）グループホームと利用希望者とのマッチングの支援を強化するとともに、グループホームにおける支援の質の向上のため、グループホーム職員を対象とした研修を行います。＜拡充＞
（3）グループホーム事業所への経営分析＜再掲（P36）＞



【障害者グループホームの外観（左）・リビング（右）】

3 高齢化・重度化への対応＜拡充＞

新中期

8,428万円（4,741万円）

- （1）医療的ケア等が必要となる入居者の受入のため、看護師等を配置して対応するグループホームに対して人件費等の補助を行います。また、既存ホームのバリアフリー改修の補助を行います。〔あんしん〕
（2）多様なニーズに対応するため、重度の障害特性や高齢化等により少人数の生活が望ましい方や、より手厚い支援の必要な方を対象に、8年度から新たに、2～3名定員の小規模なグループホームの家賃、人件費等の一部の補助を行います。＜拡充＞

23 障害者施設・設備の整備

本年度		前年度	増△減
4億974万円		11億1,567万円	△7億593万円
本年度の財源内訳			
国	5,148万円	県	—
その他	265万円	市費	3億5,561万円

事業内容

1 障害者施設整備事業【あんしん】

8,894万円（2億2,465万円）

障害者が地域において自立した日常生活を送るため必要な支援を提供する施設を整備する費用について補助を行います。

- ・多機能型拠点（5館目（中央部方面）設計費）
- ・改修（大規模修繕費）3か所

新中期

2 松風学園再整備事業

3億893万円（8億7,640万円）

居住者の利用環境及び職員の職務環境改善のため、福祉ホーム棟を解体し、管理棟の改修工事に着手します。

9年度以降は体育棟改修工事などを行う予定です。

3 障害者施設安全対策事業

1,187万円（1,462万円）

利用者の安全確保のため、防犯カメラや非常通報装置等の設置に要する費用について補助を行います。

- ・防犯対策 9施設



【松風学園 日中活動棟（新設）】

24 障害者の就労支援

本年度	前年度	増△減	
3億4,605万円	3億4,323万円	282万円	
本年度の財源内訳			
国	—	県	—
その他	1,222万円	市費	3億3,383万円

事業内容

新中期

1 障害者就労支援センター事業 3億613万円（3億613万円）

就労に関する相談支援、就職を希望する方への就職支援、働き続けるための定着支援等を行う障害者就労支援センターの運営について補助を行います。

・障害者就労支援センターの運営支援 9か所

新中期

2 障害者共同受注事業【基金】 2,517万円（2,437万円）

横浜市障害者共同受注センターの運営等により、企業等から障害者施設への発注促進や自主製品の販路拡大等、包括的なコーディネートを行います。

また、障害福祉事業所の受注促進のため、農作業受注促進モデル事業を行います。

新中期

3 障害者の就労啓発等

1,475万円（1,273万円）

障害者就労の理解を広げるため、「働きたい！わたしのシンポジウム」を実施します。障害福祉事業所が作成した商品販売の支援、本市の施設を活用した障害者の就労啓発等を行います。



【働きたい！わたしのシンポジウムの様子】

25 障害者のスポーツ・文化

本年度		前年度	増△減
13億3,229万円		12億3,490万円	9,739万円
本年度の財源内訳			
国	1億3,424万円	県	5,651万円
その他	47万円	市費	11億4,107万円

事業内容

1 障害者のスポーツ・文化活動推進の取組

新中期

13億3,229万円（12億3,490万円）

障害者のスポーツ・文化活動の中核拠点である障害者スポーツ文化センター（横浜ラポール・ラポール上大岡）を中心に障害者スポーツ等の普及啓発や全国大会への選手派遣に取り組むとともに、横浜市スポーツ協会や障害者施設等と連携し、障害者スポーツ・文化活動の全市的な支援の充実を図ります。

〈主な取組〉

（1）リハビリテーション・スポーツ教室

横浜市総合リハビリテーションセンター等と連携したスポーツや健康に関する相談・運動プログラムの実施

（2）地域支援事業

障害者が身近な場所でスポーツ等ができるよう、ラポール職員による出張教室や福祉施設職員への研修の開催



【市内福祉施設での出張教室（地域支援事業）】※写真はボッチャの様子

（3）全国障害者スポーツ大会派遣業務

派遣選手の選考を兼ねて実施する「ハマピック」の開催や出場選手の強化練習等の実施

（4）文化振興事業

障害者の絵画、写真、陶芸等の作品展の開催やダンスの発表会などの実施



【横浜ラポールでの絵画制作プログラム（文化振興事業）】

（5）個別の健康増進事業

障害や健康状態に合わせたプログラムの提供等

26 障害者差別解消・障害理解の推進

本年度		前年度	増△減
3,796万円		3,598万円	198万円
本年度の財源内訳			
国	1,380万円	県	690万円
その他	—	市 費	1,726万円

事業内容

1 啓発活動 765万円（781万円）

幅広い世代の市民等に向けた啓発活動を行います。

- （1）障害者週間イベント等の普及啓発活動
- （2）交通機関等での啓発動画掲載

2 情報保障の取組 2,058万円（1,844万円）

聴覚障害等のコミュニケーションに配慮が必要な方への情報保障に取り組めます。

- （1）手話通訳者のモデル配置（2区）
- （2）タブレット端末を活用した遠隔手話通訳及び音声認識による文字表示（全区）
- （3）市民宛の通知に関する点字等対応

- （4）市民向け資料等の表現見直しによる、知的障害者に分かりやすい資料の作成等

新中期

3 相談及び紛争防止等のための体制整備 811万円（811万円）

差別解消に向けた助言等のサポートに加え、解決困難事案のあっせんを行う調整委員会を運営します。

新中期

4 障害者差別解消支援地域協議会の運営 162万円（162万円）

相談事例の共有や差別解消の課題等を協議するため、各分野の代表等で構成する協議会を運営します。



【障害者週間イベントの様子】

27 重度障害者医療費助成事業・更生・育成医療給付事業

新中期

本年度		前年度	増△減
169億9,451万円		162億7,268万円	7億2,183万円
本年度の財源内訳			
国	24億6,862万円	県	55億6,529万円
その他	20億340万円	市 費	69億5,720万円

事業内容

新中期

1 重度障害者医療費助成事業 122億1,575万円（116億2,972万円）

重度障害者の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。

（1）対象者：次のいずれかに該当する方

- ア 身体障害Ⅰ・Ⅱ級
- イ IQ35以下
- ウ 身体障害Ⅲ級かつIQ36以上IQ50以下
- エ 精神障害Ⅰ級（入院を除く）

（2）対象者数見込 計 54,575人

- ア 被用者保険加入者 16,340人
- イ 国民健康保険加入者 15,158人
- ウ 後期高齢者医療制度加入者 23,077人

2 更生・育成医療給付事業 47億7,876万円（46億4,296万円）

18歳以上の身体障害者や18歳未満の身体障害児等が障害の軽減や機能回復のための医療を受ける際の保険診療の自己負担分の一部を助成※します。

（1）更生医療給付（対象：18歳以上の身体障害者）

・対象者数見込 2,395人

※医療費の窓口負担：Ⅰ割に軽減

負担上限月額：0円～40,200円

（2）育成医療給付（対象：18歳未満の身体障害児等）

・対象者数見込 142人

※医療費の窓口負担：Ⅰ割に軽減

負担上限月額：0円～20,000円

28 こころの健康対策

本年度		前年度	増△減
107億7,635万円		100億9,541万円	6億8,094万円
本年度の財源内訳			
国	52億3,747万円	県	5,514万円
その他	152万円	市費	54億8,222万円

事業内容

新中期

1 自殺対策事業＜拡充＞ 8,002万円（7,483万円）

第2期横浜市自殺対策計画に基づき、総合的に対策を進め、自殺死亡率の低減に向けて取り組めます。

（1）こども・若者の自殺対策の強化＜拡充＞

- ・新たに、「こども・若者の自殺対策強化チーム」の設置
- ・精神科救急等による自殺のハイリスクのこども・若者への危機対応
- ・地域でこどもと関わることの多い幅広い市民に向けたゲートキーパー養成の推進

（2）普及啓発・相談支援

若年層や中高年層への啓発やインターネットを通じた相談や情報提供を実施します。

（3）自死遺族支援、自殺未遂者支援

電話相談等による自死遺族支援を実施します。また、自殺未遂者の初期対応にあたる医療機関への研修の実施や自殺未遂者が相談窓口につながりやすくなるよう、ツールを作成するなど、支援を充実させます。

新中期

2 医療費公費負担事業 106億1,918万円（99億4,543万円）

精神保健福祉法及び障害者総合支援法の規定に基づき措置入院費及び通院医療費を公費負担します。

3 精神保健福祉対策事業＜拡充＞【基金】

新中期

7,715万円（7,515万円）

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進のため、7年度から一部精神科病院を対象に開始した「入院者訪問支援事業」について、市内全28病院に拡大して実施します。

コラム 「こども・若者の自殺対策強化チーム」とは

市役所の関連区局や精神科医・心理士等の専門家で構成する「こども・若者の自殺対策強化チーム」が、自殺リスクの高いこども・若者への対応に苦慮する教員や支援者に対し、本人や家族への接し方、危機対応支援のほか、医療・相談機関、地域の居場所など、社会資源へつながるよう支援していきます。

さらに、教員等に対する研修（対応方法や事例検討）、学校での出前講座を実施し、学校や地域の支援者等における自殺対策力を高めます。

29 依存症対策事業

本年度		前年度	増△減
6,534万円		7,431万円	△897万円
本年度の財源内訳			
国	3,713万円	県	90万円
その他	14万円	市 費	2,717万円

事業内容

第2期横浜市依存症対策地域支援計画（8年3月策定予定）に基づき、民間支援団体や関係機関と支援の方向性を共有し、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症当事者やその家族への支援の充実のため、相談・支援や普及啓発、連携推進などの取組を実施します。

新中期

1 依存症対策の推進 6,534万円（7,431万円）

市販薬・処方薬、オンラインギャンブル等の依存への対策や依存症に対する偏見の解消を図るため、新たな啓発動画の制作や啓発イベントを実施します。

支援者向けガイドラインの活用や民間支援団体・関係機関との連携により、早期発見・早期支援及び包括的・重層的な支援につなげます。

さらに、依存症当事者や家族等の回復を支えていくため、依存症専門相談や当事者への回復プログラム、家族教室、支援者研修を開催します。

- （1）地域支援計画推進
- （2）専門相談支援事業
- （3）普及啓発事業
- （4）連携推進事業
- （5）回復プログラム・家族教室・支援者研修の開催
- （6）民間支援団体への補助金による事業活動支援



【依存症支援者向けガイドライン（左）・家族向けリーフレット（右）】

30 精神科救急医療対策事業

本年度		前年度	増△減
3億6,127万円		3億5,700万円	427万円
本年度の財源内訳			
国	6,610万円	県	1,065万円
その他	44万円	市費	2億8,408万円

事業内容

県及び県内他政令市と協調体制のもと、緊急に精神科医療を必要とする方を受け入れる協力医療機関の体制確保等を行います。

1 精神科救急医療対策事業＜拡充＞

新中期

3億6,127万円（3億5,700万円）

（1）精神科救急医療の受入体制＜拡充＞

措置診察に従事する精神保健指定医を安定的に確保するため、指定医の応援派遣体制を確保した病院に対する待機料を新たに設定します。

（2）精神科救急医療情報窓口

本人、家族及び関係機関からの相談に対し、病状に応じて適切な医療機関を紹介する情報窓口を夜間・深夜・休日に実施します。

（3）精神科身体合併症転院受入病院（全3病院14床）

精神科病院に入院しており、身体疾患の治療が必要となった方の入院治療に対して、適切な医療機関での受入が可能な体制を確保します。

令和 8 年 度

予 算 概 要

こ ど も 青 少 年 局

「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン（計画期間：令和7～11年度）」（以下、「よこはまわくわくプラン」という）に定める目標・方向性の実現に向け、全てのこどものウェルビーイングを支える取組や、子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出すための取組をはじめ、切れ目のない総合的なこども・子育て支援施策を着実に推進していきます。

また、本年5月頃に原案の策定を予定している「横浜市中期計画2026-2029（計画期間：令和8～11年度）」（以下、「中期計画」という）の素案の内容を踏まえた予算案としています。

「中期計画」（素案）における こども青少年局関連の政策群・施策群等

政策群 04 こども・子育て

施策群 6 | 子育て支援

施策群 7 | 保育・幼児教育

施策群 8 | こどもの体験機会づくりと居場所の充実

施策群 9 | 困難な状況にあるこども・家庭への支援

政策群 07 障害児・者

施策群 15 | 障害児・者支援

明日をひらく都市

戦略 市民生活の安心・安全×横浜の持続的な成長・発展

4年間で重点的に
進める戦略や取組

中期計画では、市民の皆様の実感を評価の軸として、目標に向けて柔軟に必要な取組や手段を選択し、実践していくスキームとし、市民の皆様の暮らしの意識や状態を定期的に把握しながら、「政策・施策の体系のもと、4年間で重点的に取り組む戦略や取組」と「市政の基礎となり、日々の生活や活動を支える個別分野別計画の事業や業務サービス等」を連動させ、市民生活の向上を目指すこととしています。

本計画の初年度となる令和8年度の予算案は、この趣旨を踏まえ、本計画の目標達成に向け、編成しています。

市政の基礎となり、日々の生活や
活動を支える個別分野別
計画、業務サービスなど

「よこはまわくわくプラン」の 目指すべき姿や基本的な視点

【目指すべき姿】

全てのこどものウェルビーイングを社会全体で支え、
未来を創るこども一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、
豊かで幸せな生き方を切り拓く力、
共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」

基本的な視点

- 1 | こどもの視点に立った支援
- 2 | 全てのこどもへの支援
- 3 | それぞれの発達段階に応じ、育ちや学びの連続性を大切にする一貫した支援
- 4 | こどもに内在する力を引き出す支援
- 5 | 家庭の子育て力を高めるための支援
- 6 | 子育て世代の「ゆとり」を創り出すための支援
- 7 | 様々な担い手による社会全体での支援 ～自助・共助・公助～

本予算概要において、主に中期計画2026 - 2029（素案）の計画期間の成果に寄与する主な事業については、**新中期** マークを付けています。

重点テーマ I

全てのこどもの ウェルビーイングを支える

- 1 | 多機関連携によるこども・子育て
家庭の安全・安心を支えるための
基盤づくりと地域ネットワークの
構築
- 2 | こどもが安心して過ごせる居場所
や遊び場・体験活動の充実
- 3 | 年齢や発達の程度に応じてこども
が意見を表明でき、その意見が尊
重され、「こどもまんなか社会」
に生かされる仕組み

重点テーマ II

子育て家庭が実感できる 「ゆとり」を生み出す

- 1 | 時間的負担感の軽減
- 2 | 精神的負担感の軽減
- 3 | 経済的負担感の軽減

施策 分野 1

全てのこども・
子育て家庭への
切れ目のない支援

- 1 | 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実
1 | 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実
- 2 | 地域における子育て支援の充実
2 | 地域における子育て支援の充実
- 3 | 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続
3 | 子ども・子育て支援制度における保育・教育の実施等
4 | 幼児教育の支援 5 | こどもも親も安心して利用できる一時預かりの充実
6 | 多様な保育ニーズへの対応
7 | 保育・教育の質の確保・向上、保育士等の確保 8 | 保育・教育の場の確保
学齢期から青年期までのこども・若者の育成施策の推進
9 | 放課後の居場所づくり 10 | こども・若者の健全育成の推進
- 5 | 障害児・医療的ケア児等への支援の充実
11 | 地域療育センター運営事業
12 | 在宅障害児及び施設利用児童への支援の充実

施策 分野 2

多様な境遇にある
こども・子育て家庭
への支援

- 6 | 困難を抱えやすいこども・若者への支援施策の充実
13 | 困難を抱えやすいこども・若者への支援の充実
- 7 | ひとり親家庭の自立支援／DV被害者支援／困難な問題を抱える女性への支援
14 | ひとり親家庭等の自立支援 15 | DV対策事業 16 | 児童扶養手当等
22 | 母子父子寡婦福祉資金貸付事業
- 8 | 児童虐待防止対策と社会的養育の推進
17 | 区と児童相談所における児童虐待への対応の強化 18 | 社会的養育の推進

施策 分野 3

社会全体での
こども・子育て支援

- 9 | 社会全体でこども・若者を大切にする地域づくりの推進
19 | ワーク・ライフ・バランスの推進 21 | 児童手当

計画の推進

- 20 | 計画の推進

令和8年度 こども青少年局予算案総括表

(一般会計)

(単位:千円)

項 目	令和7年度	令和8年度	差 引	前年度比 (%)	備 考
こども青少年費	412,406,274	422,551,271	10,144,997	2.5	
青少年費 (※)	25,136,734	26,224,780	1,088,046	4.3	こども青少年総務費、青少年育成費
子育て支援費	245,243,013	254,329,161	9,086,148	3.7	地域子育て支援費、保育・教育施設運営費、幼児教育費、放課後児童育成費、保育所等整備費
こども 福祉保健費	142,026,527	141,997,330	△ 29,197	△ 0.0	児童措置費、こども家庭福祉費、親子保健費、こども手当費、児童福祉施設運営費、 児童相談所費、児童福祉施設整備費
諸 支 出 金	467,318	466,737	△ 581	△ 0.1	
特別会計繰出金	467,318	466,737	△ 581	△ 0.1	母子父子寡婦福祉資金、水道事業、自動車事業及び高速鉄道事業会計繰出金
一 般 会 計 計	412,873,592	423,018,008	10,144,416	2.5	

(特別会計)

(単位:千円)

項 目	令和7年度	令和8年度	差 引	前年度比 (%)	備 考
母子父子寡婦 福祉資金会計	320,099	619,069	298,970	93.4	母子父子寡婦福祉資金貸付金、事務費、公債費、一般会計繰出金
特 別 会 計 計	320,099	619,069	298,970	93.4	

※青少年費の一部は、令和8年度から健康福祉局へ移管します。

2 地域における子育て支援の充実

		千円		
本年度	3,637,830	本年度の 財源内訳	国	853,262
前年度	3,537,293		県	650,968
差 引	100,537		その他	5,293
			市 費	2,128,307

事業内容

安心して出産・子育てができるよう、地域における子育て支援の場や機会の拡充を図るとともに、子育てに関する情報提供・相談対応の充実や、地域ぐるみで子育てを温かく見守る環境づくり等、こどもの健やかな育ちを支える取組を進めます。

重点!

1 地域子育て支援拠点事業<拡充> 13億8,772万円 (13億4,118万円)

(1) 地域子育て支援拠点の運営

ア 実施内容

- (ア) 親子の居場所事業
- (イ) 相談事業
- (ウ) 子育て情報の収集・提供事業
- (エ) 利用者支援事業
- (オ) 子育て支援ネットワーク事業
- (カ) 子育て支援関係者の人材育成事業
- (キ) 横浜子育てサポートシステム区支部事務局 (※)

※ 横浜子育てサポートシステム事業で実施

イ 実施箇所数 継続28か所 (サテライト10か所含む)

ウ 運営方法 子育て関連事業に取り組むNPO法人、社会福祉法人等に委託して実施

(2) 「日曜開所」の実施<新規>

平日に地域子育て支援拠点を利用できない家庭など、より多くのご家庭に利用いただけるようにするため、日曜日の開所を実施します。

(各区年数回程度)



【地域子育て支援拠点】
(磯子区・いそびヨ)

(3) 地域子育て支援拠点による「出張ひろば」の実施<拡充>

拠点へのアクセスが良くない地域への支援強化のため、施設外での居場所である「出張ひろば」を実施し、これまで拠点を利用していなかった親子への積極的なアプローチに取り組みます。

○実施箇所数 新規3か所、継続6か所

2 横浜子育てサポートシステム事業

新中期

5億3,201万円 (5億2,230万円)

(1) 子育て援助活動の実施

利用会員や提供会員として登録した市民が、地域の中でこどもを預け、預かります。

併せて、新たに赤ちゃんが生まれた世帯で利用会員となった方を対象に、「子サポdeあずかりおためし券」(8時間分)を配付します。

○利用会員(13,597人)・・・市内在住で生後57日以上小学校6年生までの児童がいる方

○提供会員(2,686人)・・・市内在住で健康で、子育て支援に理解と熱意のある20歳以上の方

○両方会員(612人)・・・利用会員かつ提供会員の方
(令和7年11月末時点)

(2) 横浜子育てサポートシステム区支部事務局

子育て援助活動の実施に向け、会員の統括及び調整等を行います。

重点!

3 親と子のつどいの広場事業<拡充> 8億148万円 (7億668万円)

商店街の空き店舗やアパートの一室等を活用し、親子の交流の場の提供、子育て相談の実施、地域の子育て関連情報の提供を行います。

(1) 実施箇所数<拡充>

新規4か所、継続78か所

(2) 一時預かり事業<拡充>

○実施内容 : 広場のスペースを活用した一時預かりを実施

○実施箇所数 : 新規1か所、継続39か所

4 市立保育所・私立保育所等地域子育て支援事業<拡充>

重点Ⅰ

4億2,186万円(4億237万円)

子育て中の保護者の抱える子育ての不安や悩みの解消、乳幼児期のこどもの健やかな成長及び地域の育児力の向上を目的として、保育所・認定こども園・幼稚園で施設の地域開放、子育て相談、育児講座、園児との交流保育等を実施します。

○実施箇所数 新規19か所、継続133か所

5 子育て支援者事業

7,012万円(7,669万円)

重点Ⅰ

保護者が子育ての不安を軽減・解消し、安心して子育てができる環境をつくることを目指し、地区センターや地域ケアプラザ等の身近な施設で、地域の身近な子育ての先輩である「子育て支援者」が親子の交流をすすめたり、相談に応じる子育て支援者会場を運営します。

○実施会場数 180会場

6 親子の居場所事業(常設)従事者のための体系的な研修の実施

※予算額は1に含む

経験年数や施設内での役割に応じた、常設の親子の居場所(地域子育て支援拠点事業、親と子のつどいの広場事業、市立保育所・私立保育所等地域子育て支援事業)従事者向け研修を実施し、支援の質の向上を図ります。

7 子育て応援アプリ「パマトコ」事業<拡充>

新中期

重点Ⅱ

3億9,800万円(4億7,000万円)

(1) 子育て応援アプリ「パマトコ」<拡充>

保護者・子ども一人ひとりに合わせた情報を提供するとともに、さまざまな手続を行うことができるアプリ「パマトコ」を運用します。

引き続き、オンライン申請可能な手続を拡充するとともにポイント機能の実装等により、さらなる利便性の向上を図ります。

(2) 市内の子育て世代向けプロモーションサイト

「横浜子育て応援マガジン」

子育て世代の定住を促進するため、「パマトコ」内に本市の様々な魅力や特色ある取組を紹介するコンテンツを設け、効果的に発信します。

8 ハマハグ推進事業

465万円(807万円)

子育てを地域社会全体であたたかく見守り、応援するという機運を醸成していくため、ハマハグ協賛店舗の認定等を行います。

小学生以下のこどものいる家庭の方や妊娠中の方が、協賛店でちょっとした心配りや設備・備品の利用、割引・優待など、子育てを応援するサービスを受けられます。ハマハグは子育て応援アプリ「パマトコ」に登録することで、サービスを受けられます。

また、「横浜アンパンマンこどもミュージアム」内に子育て情報スポットを設置し、市内の子育てに関する情報を発信します。

○ハマハグ協賛店舗・施設数 4,541店舗・施設(令和7年12月末時点)



【ハマハグ協賛店舗ステッカー】

9 ベビーカーフレンドリーYOKOHAMA<新規>

重点Ⅱ

2,000万円(新規)

ベビーカー利用者に優しい社会的機運を醸成することで、子育て世代が外出・移動しやすい環境を整えます。

市営地下鉄車内の「車いす・ベビーカー優先スペース」の一部にラッピングを実施します。

10 子育て応援賃貸住宅における交流促進等事業<新規>

新中期

重点Ⅱ

200万円(新規)

「子育て応援賃貸住宅」(建築局所管事業)として整備された物件において、居住者・地域間の交流機会等につながるイベント運営等に補助を実施することで、子育てしやすい住環境を提供します。

3 子ども・子育て支援制度における保育・教育の実施等

		千円		
本年度	206,834,323	本年度の 財源内訳	国	74,026,763
前年度	198,670,526		県	33,055,516
差 引	8,163,797		その他	11,325,002
			市 費	88,427,042

事業内容

子ども・子育て支援法に基づき、「教育・保育給付」の認定を受けた子どもに対する保育・教育を実施します。

なお、3歳児から5歳児の子ども及び市民税非課税世帯の0歳児から2歳児の子どもは、利用料が無償となります。

1 「教育・保育給付」の認定を受けた子どもの保育・教育＜拡充＞
1,980億2,832万円(1,896億8,497万円)

子ども・子育て支援制度における施設型給付及び地域型保育給付並びに保育・教育の質の向上等のための市独自助成を給付対象施設・事業に支給し、保育士等の処遇改善、保育・教育の質を確保するとともに、安定的かつ継続的な運営を支援します。

(1) 施設型給付及び地域型保育給付 新中期

ア 施設型給付費

内訳	令和7年度	令和8年度見込
民間保育所	814か所	818か所
市立保育所	56か所	56か所
幼稚園（給付対象施設）	140か所	156か所
幼保連携型認定子ども園	62か所	64か所
幼稚園型認定子ども園	15か所	14か所
計	1,087か所	1,108か所

イ 地域型保育給付費

内訳	令和7年度	令和8年度見込
小規模保育事業	255か所	259か所
家庭的保育事業	14か所	14か所
事業所内保育事業	4か所	4か所
居宅訪問型保育事業	3か所	3か所
計	276か所	280か所

(2) 保育・教育施設及び地域型保育向上支援費＜拡充＞ 新中期

保育・教育の質の向上のため、本市独自の助成として、代休代替等のためにローテーション保育士を確保するための経費やアレルギー児童に対応するための経費等を助成します。

また、国の公定価格における処遇改善等加算区分3と併せて、要件を満たす経験年数7年以上の全ての保育士等に月額4万円の処遇改善ができるよう独自助成を引き続き実施します。

8年度は、本市の配置基準に加え、追加で配置する保育士等に係る助成（障害児等受入加算等）の単価を引き上げます。

ア 保育・教育施設向上支援費＜拡充＞

保育所、幼稚園、認定子ども園での保育・教育の質の向上に必要な経費を助成します。

8年度は、公定価格の改定に伴い、本市での保育士配置基準に係る加算の単価を国と同水準まで引き上げます。

また、ローテーション保育士の確保にあたっては、保育所等のICT化を要件とします。

イ 地域型保育向上支援費＜拡充＞

小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業での保育・教育の質の向上に必要な経費を助成します。

8年度は、質の高い保育の提供のため、小規模保育事業の保育士及び家庭的保育事業の補助員に対する加算を拡充します。

4 幼児教育の支援

千円				
本年度	9,544,821	本年度の 財源内訳	国	2,339,146
前年度	9,770,235		県	1,203,331
差 引	△ 225,414		その他	0
			市 費	6,002,344

事業内容

生涯にわたる人格形成の基礎となる幼児教育について、こどもたちに質の高い教育・保育の機会を保障することを目的とした支援を実施します。

そのために、幼児教育・保育の無償化に伴う施設等利用費の給付、私立幼稚園等が実施する預かり保育、個別支援教育費等の補助を行います。

1 私学助成幼稚園等に係る施設等利用給付費＜拡充＞

新中期

25億1,459万円 (32億760万円)

私学助成幼稚園等に通う園児について、世帯の状況にかかわらず、施設等利用給付費を支給します。

8年度は、上限額を引き上げます。

○支給額（月額） 28,000円上限（10月利用分から）

○給付対象人数 8,841人

2 私立幼稚園等預かり保育事業～わくわく！はまタイム～＜拡充＞

新中期

62億3,827万円 (57億9,365万円)

保育所待機児童解消と多様な保育ニーズへの対応を図ることを目的とし、保護者の就労等により保育を必要とする在園児を対象に、長時間の預かり保育を行う幼稚園・認定こども園に対して運営費を補助します。

国の無償化対象外となる月48時間以上64時間未満の就労等で利用する場合についても、市単独助成として無償化します。

○実施箇所数 新規5園、継続233園

8年度は、障害児など個別に支援が必要な児童を受入れた際の補助単価を増額します。

また、預かり保育等できめ細かな送迎を行うための小型通園バスの購入等に係る補助制度を創設します。

3 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業＜拡充＞

新中期

1億9,858万円 (2億3,191万円)

保育を必要とする2歳児を対象に、幼稚園の教育・保育資源を活用した長時間の受入れを実施します。安定的かつ継続的な運営を支援するため、開設準備費及び運営費を補助します。

○実施箇所数 新規6園、継続25園

4 私立幼稚園等一時預かり保育事業

新中期

2億7,962万円 (2億1,460万円)

在園児を対象に、保護者の急な用事やリフレッシュなどの一時的な預かりを行う幼稚園・認定こども園に対し、補助を行います。

○実施園数 170園

5 私立幼稚園等個別支援教育費補助事業＜拡充＞

1億751万円 (1億1,424万円)

私学助成を受ける幼稚園等に在園する障害児など個別に支援が必要な児童に対し、教育環境等の向上を図るため、その経費の一部を補助します。8年度は、補助単価を増額します。

○対象者：356人、補助単価：上限30万2千円/人・年

6 私立幼稚園等補助事業

1億1,945万円 (1億1,945万円)

幼稚園・認定こども園に対し、施設・設備の整備等の経費の一部を補助し、教育条件の維持及び向上を図り、幼児教育の健全な発展に役立てます。

○対象園数 265園

7 私立幼稚園等施設整備費補助事業

3,000万円 (3,000万円)

1件200万円以上の園舎修繕工事等について一部を補助し、幼稚園・認定こども園の良好な教育環境を確保します。

○対象園：30園、補助額：上限100万円

8 幼稚園教諭等住居手当補助事業

5,679万円 (5,879万円)

私立幼稚園等預かり保育事業又は私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園に勤務する幼稚園教諭等が賃貸住宅に居住し、幼稚園が当該職員に対し住居手当を支給している場合に、その手当の一部を補助します。

○補助基準額：1人あたり上限月額 40,000円

○申請見込件数：386人相当分

6 多様な保育ニーズへの対応

千円				
本年度	12,498,516	本年度の 財源内訳	国	536,857
前年度	10,763,021		県	18,054
差 引	1,735,495		その他	10,929
			市 費	11,932,676

事業内容

こども一人ひとりの個性や背景に応じた保育の充実に向け、障害児や医療的ケア児の受入れ体制の強化、外国にルーツを持つこどもへの支援、さらにプレイフルラーニングの実施やこども誰でも通園制度の実施など、多様な保育ニーズに応える取組を推進します。

1 障害児や医療的ケア児の受入れ推進＜拡充＞

122億2,371万円(105億4,511万円)

(保育・教育施設向上支援費、地域型保育向上支援費、保育・幼児教育質向上事業、※予算額は再掲
地域型保育給付費、保育・幼児教育職員等研修事業、市立保育所運営費、保育所等整備事業の一部)

障害児や医療的ケア児の保育・教育に必要な保育士を追加で配置等する経費の助成について、8年度は、単価を上げます。

また、医療的ケア児のために看護職員を配置する経費のほか、看護職員が研修や休暇等で不在となる場合に、代替りの看護職員を配置する際の経費を助成します。

さらに、看護職員を複数配置し、常時、医療的ケア児の受入が可能な「医療的ケア児サポート保育園」の新規認定を実施します。

その他、障害や疾病等の理由から保育所等での集団生活が困難な医療的ケア児の居宅に訪問して保育する居宅訪問型保育事業を実施するほか、障害児や医療的ケア児の保育の事例を学ぶ研修の実施や、受入れのための施設改修費及び駐車場の整備費等を補助します。

【参考】

- 障害児保育教育対象認定児童数
7年度：2,741人（6年度：2,743人）
- 個別支援保育教育対象認定児童数
7年度：396人（6年度：327人）
- 医療的ケア対象認定児童数
7年度：82人（6年度：61人）
- ※各年度4月1日現在の認定児童数

2 外国につながるこどもへの支援＜拡充＞

(保育・教育施設向上支援費、業務効率化推進事業の一部) 1億5,030万円(1億2,659万円)

※予算額は再掲

保育所等が外国にルーツを持つ児童の保育を円滑に行えるよう、国の助成に加えて保育士を雇用するための経費を助成し、8年度は、単価を上げます。

また、外国籍の保護者や児童とのコミュニケーションを円滑にするための翻訳機購入費用を補助します。

新中期 重点 I

3 プレイフルラーニングの実施＜拡充＞

865万円(1,000万円)

乳幼児期からの英語体験の充実に目指し、コミュニケーション活動を通して英語に触れられるよう、ネイティブレベルの講師によるプレイフルラーニング（遊びを通して英語や文化に触れる活動）を市立保育所全園で実施します。



【プレイフルラーニングの様子】

4 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）＜拡充＞

重点 I

1億1,587万円(8,131万円)

保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもが月一定時間まで利用できる「こども誰でも通園制度」を新たな給付制度として実施します。

また、乳児等通園支援事業に従事する職員等を対象とした研修を実施し、質の向上を図ります。

○実施箇所数 新規61か所、継続36か所



【こども誰でも通園制度の様子】

9 放課後の居場所づくり

		千円	
本年度	17,217,026	本年度の 財源内訳	国 4,867,221
前年度	15,609,590		県 4,415,566
差 引	1,607,436		その他 2,828
			市 費 7,931,411

事業内容

全ての児童を対象とした「放課後キッズクラブ」や、留守家庭児童等を対象とした「放課後児童クラブ」への運営支援を行います。

また、特別支援学校における「はまっ子ふれあいスクール」の実施や、公園の一部を「こどもの創造力を生かした自由な遊び場」として活用するプレイパークの活動の支援を実施します。

1 放課後キッズクラブ事業<拡充>

新中期

115億8,039万円(106億6,691万円)

学校施設等を活用し全てのこどもを対象とした「遊びの場」と、留守家庭児童等を対象とした「生活の場」を兼ね備えた、安全・安心な放課後の居場所を提供するとともに、児童の健全な育成を行います。

また、児童が安全で快適に活動できるよう、付帯設備の修繕や暑さ対策のための空調整備・点検等を行います。

加えて、夏季休業期間中のこどもの体験活動の機会を確保するため、週1回を超えてプログラムを実施するクラブに対しての補助を創設します。

さらに、一層の質の向上を図るため、基本補助額等の引き上げや、経験年数等に応じた処遇改善加算に新たに3年目の区分を設けるほか、小規模なクラブへの補助額を引き上げます。

あわせて、小学校における児童の端末持ち帰りに対応するため、アクセスポイントの設置が困難なクラブを対象に通信費等の補助を創設します。

○運営箇所数 336か所

○小規模なクラブ数 2か所



【放課後キッズクラブの活動】

2 小学校建替え等に伴う放課後キッズクラブ整備事業

4億1,714万円(2億3,655万円)

小学校建替え等に伴う放課後キッズクラブの活動場所の整備を行います。

○実施設計 2か所、工事 8か所

新中期

3 放課後児童クラブ事業<拡充>

45億300万円(40億3,705万円)

地域の理解と協力のもと、保護者の就労等により留守家庭となる児童の遊び及び生活を通じた健全育成を行います。

また、小学校における児童の端末持ち帰りに対応するための通信費等の補助を引き続き実施します。

さらに、一層の質の向上を図るため、基本補助額等の引き上げや、経験年数等に応じた処遇改善加算に新たに3年目の区分を設けるほか、小規模なクラブへの補助額を引き上げます。



【放課後児童クラブの活動】

○小規模なクラブ数 38か所

4 放課後児童サポート事業<新規・拡充>

新中期

5億1,916万円(4億7,866万円)

放課後児童育成施策の質の向上のための支援を行い、全てのこどもたちにとって安全・安心な放課後の居場所づくりを推進します。

(1) 人材確保支援<拡充>

事業所における人材確保支援のため、主要駅通路デジタルサイネージや大学等での広報動画の掲出に加え、新たにSNS等を活用したWEB広告を実施します。



【人材募集動画】

(2) 人材育成支援

クラブのスタッフが必要な知識や技術の習得ができるよう、こどもの育成支援や安全・安心への対応など様々な研修を実施するとともに、研修講座の内容の充実を図ることで、事業所の人材育成が一層進むよう支援します。

(3) プログラム充実のための支援

クラブにおいて地域や民間事業者等と連携したイベントやプログラムが実施できるよう支援します。

(4) DXの推進

DXの推進により、保護者の利便性の向上及びクラブの事務負担軽減を図ります。



【プログラムの様子】

(5) 長期休業期間中における昼食提供＜新規・拡充＞ 重点Ⅱ

全ての放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブを対象に、長期休業期間中の昼食提供を夏休み・冬休み・春休みに実施します。

また、就学援助世帯等を対象に新たに利用料金の半額減免を実施します。

○利用料金 440円/食



【昼食提供の様子】

(6) こどもの性被害防止に係る取組＜拡充＞

こどもの性被害防止対策のために、備品購入費等の補助を実施するとともに、クラブ向けの研修動画を作成・配信します。

5 小学生の朝の居場所づくりモデル事業

重点Ⅱ

3,521万円(4,505万円)

小学生の始業前等の朝の時間に、学校施設を活用して、こどもたちが安心して過ごすことができる居場所づくり事業を引き続きモデル事業として10か所で実施します。

○実施箇所数 10か所

6 特別支援学校はまっ子ふれあいスクール事業

9,186万円(1億741万円)

一部の特別支援学校に設置されているはまっ子ふれあいスクールにおいて、学校施設を活用し、遊びを通じた異年齢児間の交流を促進することにより、児童・生徒の健やかな成長を支援します。

7 プレイパーク支援事業＜拡充＞

重点Ⅰ
7,027万円(3,796万円)

※みどり環境局との共管事業

地域主体で、公園等の一部を「こどもの自由な遊び場」として活用する、プレイパークの活動を支援します。

また、プレイパークの認知度の向上を図るとともに、こどもたちが身近な公園等で、自然と触れ合いながら自由に安心して遊ぶ機会を増やすため、新たに出張プレイパークの開催を支援します。

加えて、プレイリーダーの人材確保等に向けて、補助を拡充します。

○実施団体数 23団体

○実施箇所数 27か所

○出張プレイパーク 8か所



【プレイパークの活動】

11 地域療育センター運営事業

本年度	3,994,368	本年度の 財源内訳	国	41,457
前年度	4,040,577		県	19,854
差 引	△ 46,209		その他	109
			市 費	3,932,948

事業内容

0歳から小学校期までの心身に障害のある、またはその可能性のある児童及びその家族を対象に、相談、診療・評価、集団療育等を実施します。

また、地域における療育の中核機関として、障害児が通う保育所や幼稚園、小学校等を訪問し、児童の対応に関する助言や障害の理解を深めるための支援等を行います。

方面別に設置している8センターに加えて、総合リハビリテーションセンターも同様の機能を担っており、合計9センターで18区を担当しています。

【地域療育センターの主なサービス内容】

- (1) 相談・地域支援等
 ア 相談対応
 イ 巡回訪問
 ウ 初期支援
 エ 障害児相談支援
 オ 療育講座
 カ 保育所等訪問支援 等

- (2) 診療
 ア 診断・検査
 イ 評価・訓練 等

- (3) 集団療育（通園部門等）
 ア 児童発達支援等



【上：地域療育センターにおける療育の様子】

【下：「ひろば事業」の様子】

1 地域療育センター運営事業

新中期

39億9,437万円 (40億4,058万円)

(1) きょうだい児預かりの実施＜拡充＞

利用児童のきょうだい児を預かる「きょうだい児預かり」について、現在の4センターでの実施に加え、新たに2センター（港南・リハセンター）においてNPO法人等への委託により実施します。

(2) 初期支援の実施等

利用申込後、こどもの遊びの場の提供とともに保護者への助言や相談対応を行う「ひろば事業」や心理職等の専門職による面接（相談対応）を引き続きすべてのセンターで実施します。

【各地域療育センター予算内訳】

単位：千円

地域療育センター名		担当区	R8 予算額
1	東部地域療育センター	鶴見、神奈川	541,864
2	中部地域療育センター	西、中、南	482,223
3	よこはま港南地域療育センター	港南、栄	403,554
4	西部地域療育センター	保土ケ谷、旭、瀬谷	494,664
5	南部地域療育センター	磯子、金沢	467,476
6	地域療育センターあおば	青葉	358,819
7	北部地域療育センター	緑、都筑	539,359
8	戸塚地域療育センター	戸塚、泉	544,556
9	総合リハビリテーションセンター	港北	※ 161,853
合 計			3,994,368

※総合リハビリテーションセンターについては、障害児支援に係る経費の一部をこども青少年局予算としています。

12 在宅障害児及び施設利用児童への支援の充実

千円				
本年度	31,734,616	本年度の 財源内訳	国	15,021,524
前年度	28,750,831		県	7,045,868
差 引	2,983,785		その他	18,721
			市 費	9,648,503

事業内容

障害児及び家族が安心して暮らせるよう、学齢期のデイサービスや相談支援、重症心身障害児・者等への医療的ケア等を実施します。

新中期

1 障害児通所支援事業等 283億2,528万円 (253億7,603万円)

(1) 障害児通所支援事業

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業等（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）を利用する児童に対する給付費を支出します。また、運営指導件数を増やすとともに、集団指導及び虐待防止研修の継続実施等により事業所の質向上を図ります。

より多くの児童が障害児相談を利用できるよう、障害児相談支援事業所への補助を実施します。特に、行動障害や医療的ケア等により特別な支援を要する児童に対して、相談支援を行う場合は、補助の上乗せを行います。

- 障害児通所事業所見込数 983か所
- 運営指導実施予定件数 200件

(2) 主として重症心身障害児を対象とした事業所の充実

主として重症心身障害児を対象とした事業所の充実に向けて、未整備区を対象に整備費補助を実施します。

また、放課後等の通所先の選択肢増を目的に福祉車両の導入補助（3か所分）、災害時に備えて非常用電源の導入補助（7か所分）を実施します。＜社会福祉基金を活用＞

2 学齢後期障害児支援事業 2億3,488万円 (2億3,437万円)

学齢後期(中学・高校生年代)の発達障害児を主な対象として、思春期における障害に伴う生活上の課題の解決に向けて、診療、相談、学校等関係機関との調整及び家族への相談支援等を市内4か所の事業所で実施します。

3 障害児医療連携支援事業＜拡充＞ 8,300万円 (7,222万円)

(1) 医療的ケア児・者等支援促進事業＜拡充＞

医療的ケア児・者等の在宅生活を支えるため、医療的ケア児・者等コーディネーターを中心に関係機関との連携や地域での受入れを推進するとともに、理解を深めてより連携を広げていくため、支援者養成研修を実施します。8年度は、小児期から成人期へ移行しても適切な医療やケアを受けられるよう、成人領域診療科で従事する医療者向けの研修を新たに実施します。

(2) 医療的ケアを担う看護師等に対する研修

医療的ケア児サポート保育園等や障害児通所支援事業所で医療的ケアを担う看護師等の確保・育成を目的とした研修を実施します。

(3) 医療的ケア児・者等一時預かり事業＜拡充＞

ア 医療的ケア児・者レスパイト事業

家族が安心して休息をとれるよう、看護師を自宅に派遣するレスパイト事業を実施します。

8年度は、年間の利用上限を24時間に拡大します。

イ メディカルショートステイ事業

常時医学的管理が必要な重症心身障害児・者等の在宅生活の安定を目的とし、協力医療機関で入院による一時的な受入れを行います。

8年度は、人工呼吸器装着患者受入加算を新設し、受入れを推進します。

(4) 重症心身障害児・者等の在宅生活支援

医療的ケアを要する重症心身障害児・者の在宅生活を支えるため、訪問看護師を対象とした研修や在宅支援関係者との情報交換等を行う連絡会を開催し、医療環境の充実を図ります。

4 特別児童扶養手当支給事務費 8,740万円 (7,752万円)

障害のある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的に手当の請求受付・認定等を実施します。また、区役所業務の一部集約化を全区展開し、市民の利便性向上及び事務の効率化を図ります。

5 障害児入所支援事業等 30億406万円 (29億9,069万円)

障害や養護上の課題により、障害児施設に入所している児童に対する費用（措置費及び障害児入所給付費）を支出するとともに、施設に対して職員の加配等を行い、機能強化を図ります。

福祉型施設に入所する児童の地域移行に向けた相談支援を充実させるために、児童のアセスメント等を行うコーディネート業務を実施します。

令和8年度 予算概要

局 療 医
部 本 営 院 病 局 療 医



横浜市中期計画2026-2029(素案)を踏まえた予算案

令和7年12月、横浜市中期計画2026-2029(以下、「本計画」という。)の素案を公表しました。

本計画では、市民の皆様の実感を評価の軸として、目標に向けて柔軟に必要な取組や手段を選択し、実践していくスキームとし、市民の皆様の暮らしの意識や状態を定期的に把握しながら、「政策-施策の体系のもと、4年間で重点的に取り組む戦略や取組」と「市政の基礎となり、日々の生活や活動を支える個別分野別計画の事業や業務サービス等」を連動させ、市民生活の向上を目指すこととしています。本計画の初年度となる令和8年度の予算案は、この趣旨を踏まえ、本計画*1の目標達成に向け、編成しています。

*1 策定スケジュール

令和8年1月5日～2月27日 パブリックコメント

令和8年5月頃 原案の策定(策定した原案は議案として提出予定)

明日をひらく都市

戦略 市民生活の安心・安全×横浜の持続的な成長・発展



4年間で重点的に進める戦略や取組*2

本予算概要において、「4年間で重点的に進める戦略や取組」の計画期間における成果に寄与する主な事業について、

新中期 マークを付けています。

市政の基礎となり、日々の生活や活動を支える
個別分野別計画、業務サービス など

*2 本計画素案24～69ページに記載の政策及び施策

予算概要4局抜粋版-44-

誰もが安心して適切な医療が受けられる横浜へ

全国の医療需要は2030年頃をピークに減少する一方、本市では更なる高齢化の進展により、その後も医療需要が増加すると見込まれています。また、医療従事者の人材不足も顕在化しており、地域全体で適切な医療を効率的に提供する体制の構築が急務です。

少子・高齢化の影響が顕著になる2040年を見据え、市民の皆様が必要な医療を受けられ、本人・家族が健康で安心して生活し続けることができるよう、保健・福祉・介護分野との連携を着実に進め、地域全体で支える体制の構築に取り組んでいきます。

5疾病(がん・脳卒中・心血管疾患・糖尿病・精神疾患)や5事業(救急医療・災害時における医療・周産期医療・小児医療・新興感染症発生/まん延時における医療)及び在宅医療の充実に引き続き取り組むとともに、疾病の発症・重症化予防や感染症、食中毒への対策を充実させます。

特に、生涯に2人に1人がり患するといわれる「がん」については、引き続き重点施策として推進します。がん検診受診者数の増加と精密検査受診率の向上を目指し65歳以上の方のがん検診・精密検査の無料化に取り組み、早期発見の取組を推進します。また、生成AIでのがん相談サービスなど新しい技術を取り入れながら、がんになっても自分らしい生活を大切にできるよう支援していきます。

市立病院は、物価高騰の影響等により厳しい経営環境が続く中、地域医療機関など関係機関との連携強化による役割分担の明確化やコストの最適化、経営管理の強化により経営改善を進めます。また、医療安全・医療倫理を徹底し、引き続き安全で良質な医療を提供します。

医療現場におけるAI・DXの積極的な活用を加速させます。また、データの分析・活用を徹底し、エビデンスに基づく施策展開を図ります。

「横浜市地震防災戦略」に基づき、災害医療体制の充実強化や避難生活の支援に取り組めます。

また、GREEN×EXPO 2027の開催に向けて、救急医療体制の整備、感染症・食品衛生・環境衛生対策など、安全対策を推進します。

令和8年度は、新たな中期計画の初年度にあたります。医療局・医療局病院経営本部は、市民の皆様の安心・安全な暮らしにつながる最適な保健・医療の提供に向けて、スピード感を持ちつつ着実に取組を進めていきます。

Ⅱ 令和8年度予算案について

令和8年度予算案総括表

(1) 医療局

(上段:事業費、下段:市費・単位:千円、%)

	令和8年度	令和7年度	増▲減	増減率
一般会計	35,182,262 (33,210,015)	34,195,079 (32,487,402)	987,183 (722,613)	2.9 (2.2)
8款 医療費	27,385,168 (25,412,921)	26,297,707 (24,590,030)	1,087,461 (822,891)	4.1 (3.3)
1項 医療政策費	7,862,175 (7,269,356)	6,823,626 (6,673,404)	1,038,549 (595,952)	15.2 (8.9)
2項 公衆衛生費	19,522,993 (18,143,565)	19,474,081 (17,916,626)	48,912 (226,939)	0.3 (1.3)
19款 諸支出金	7,797,094 (7,797,094)	7,897,372 (7,897,372)	▲ 100,278 (▲ 100,278)	▲ 1.3 (▲ 1.3)
病院事業会計繰出金	7,797,094 (7,797,094)	7,897,372 (7,897,372)	▲ 100,278 (▲ 100,278)	▲ 1.3 (▲ 1.3)
特別会計	425,693 (81,945)	425,693 (81,945)	- (-)	- (-)
介護保険事業費会計	425,693 (81,945)	425,693 (81,945)	- (-)	- (-)
合 計	35,607,955 (33,291,960)	34,620,772 (32,569,347)	987,183 (722,613)	2.9 (2.2)

(2) 医療局病院経営本部(病院事業会計)

(単位:千円、%)

	令和8年度	令和7年度	増▲減	増減率
収益的收入	47,538,669	46,605,481	933,188	2.0
市民病院	35,423,146	34,989,886	433,260	1.2
脳卒中・神経脊椎センター	10,256,052	9,743,018	513,034	5.3
みなと赤十字病院	1,859,471	1,872,577	▲ 13,106	▲ 0.7
収益的支出	49,101,811	47,948,424	1,153,387	2.4
市民病院	36,728,231	36,463,857	264,374	0.7
脳卒中・神経脊椎センター	10,551,620	10,041,631	509,989	5.1
みなと赤十字病院	1,821,960	1,442,936	379,024	26.3
収益的収支	▲ 1,563,142	▲ 1,342,943	▲ 220,199	16.4
うち特別損益	▲ 314,294	▲ 490,911	176,617	▲ 36.0
うち予備費	1,800,000	1,400,000	400,000	28.6
経常収支	551,152	547,968	3,184	0.6
資本的收入	5,338,849	5,818,644	▲ 479,795	▲ 8.2
市民病院	1,638,232	1,828,366	▲ 190,134	▲ 10.4
脳卒中・神経脊椎センター	2,022,004	1,737,263	284,741	16.4
みなと赤十字病院	1,678,613	2,253,015	▲ 574,402	▲ 25.5
資本的支出	7,941,645	8,682,729	▲ 741,084	▲ 8.5
市民病院	3,011,001	3,457,076	▲ 446,075	▲ 12.9
脳卒中・神経脊椎センター	2,736,943	2,467,316	269,627	10.9
みなと赤十字病院	2,193,701	2,758,337	▲ 564,636	▲ 20.5
資本的収支	▲ 2,602,796	▲ 2,864,085	261,289	▲ 9.1
うち予備費	200,000	200,000	-	-

* 経常収支は、収益的収支から特別損益及び予備費を除いたものです。

* 収益的収支のうち、旧市民病院解体工事費の財源の一部に充てるため企業債329,000千円を借入れます。

* 資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額は、当年度分損益勘定留保資金等で補填します。

Ⅲ 主な取組

2 2040年に向けた医療提供体制の構築

高齢化の進展による医療需要の増加や生産年齢人口の減少が進行している2040年を見据え、質の高い医療を効率的・効果的に提供できるよう、医療や介護の垣根を越えた地域全体で患者を支える「地域完結型医療」の実現を目指します。

(1) 医療DX・AI活用推進 3,204万円

ア 医療DX・AIを活用した業務効率化モデル事業等〈新規〉 1,364万円

モデル病院におけるDX・AI技術の導入支援を通じ、診療・看護等の業務における情報精度とスピード感を高め、医療の質の確保と業務効率化に取り組めます。導入後の効果検証等を通じて好事例を創出し、市内医療機関への波及に向けて取り組めます。

また、在宅医療など高齢者医療を支える現場の課題を整理し、AI等のデジタル技術を活用したモデル事業を実証的に行います。

イ 生成AIによるがん相談サービス「よこはまランタン」の活用促進〈新規〉〈再掲〉 1,000万円

ウ 肺がん検診二次読影へのAI導入〈新規〉〈再掲〉 840万円

(2) 医療データ活用の推進 2,804万円(3,912万円)

ア 横浜メディカルダッシュボードの運用整備 493万円(1,042万円)

7年度に本格運用を開始したメディカルダッシュボードを活用し、8年度は安定した運用体制を整え、熱中症・感染症対策の啓発に取り組めます。



URL: <https://iryo-dashboard.city.yokohama.lg.jp>

横浜メディカルダッシュボード

検索



Ⅲ 主な取組

2 2040年に向けた医療提供体制の構築

(4) 在宅医療の充実

4億4,518万円(4億5,292万円)

2040年に向けて85歳以上人口が急増し、医療と介護を同時に必要とする方が増える見込みの中、住み慣れた自宅で安心して在宅医療・介護を受けられるよう、各区の在宅医療連携拠点で多職種連携と人材育成を推進していきます。

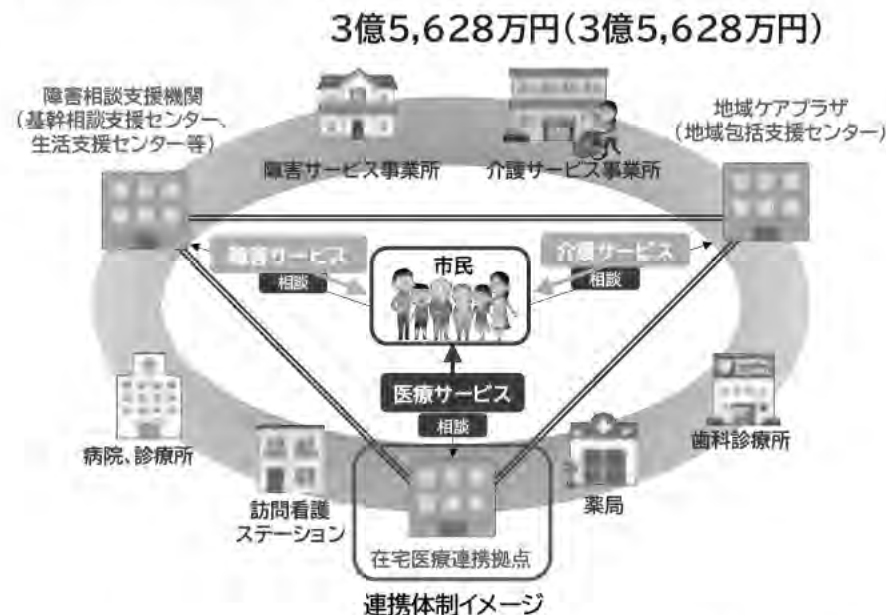
また、人生の最期まで自分らしく生きるための支援として、「人生会議」の普及啓発を進めます。

ア 在宅医療連携拠点の運営

地域の医療機関と介護事業所等の連携を深め、切れ目のない在宅医療・介護サービスの提供体制を構築します。また、療養に必要な障害福祉サービスの提供や災害時の対応についても、関係機関との連携を進めます。

* 取組内容

- ① 在宅医療・介護に関する相談支援
- ② 医療・介護従事者の人材育成と連携強化
- ③ 市民啓発



イ 疾患別医療・介護連携の強化

3,980万円(3,980万円)

高齢者に多くみられる「糖尿病」「心疾患」「摂食嚥下」「緩和ケア」などの課題について、医療・介護に携わる人材の対応力向上と連携の強化に向けたネットワークづくりのため、地域ごとに多職種連携研修等の取組を進めます。

* 取組内容

- ① 運営会議
- ② 多職種連携研修
- ③ 地域資源リストの作成
- ④ 事例検討
- ⑤ 市民啓発講演会

予算概要4局抜粋版-48-

Ⅲ 主な取組

4 保健医療施策の推進

(1) 医療的ケア児・者等及び障害児・者への対応

イ 医療的ケア児・者等を支える看護師への支援

252万円(780万円)

7年度までに育成した医療的ケアの経験が豊富な支援看護師が、医療的ケア児・者を受け入れている施設等の看護師に対し、実技等の対面研修を実施するほか、看護師同士の交流により課題の解決や不安解消を図ります。

(2) 歯科保健医療の推進

1億1,075万円(1億775万円)

ア 歯科保健医療センターの運営〈拡充〉

1億615万円(1億115万円)

夜間・休日昼間の歯科診療、心身障害児・者歯科診療や通院困難者等に対する訪問歯科診療を行う横浜市歯科保健医療センターの運営費の一部を補助します。また8年度は、施設老朽化に伴う修繕費の一部を新たに補助します。

イ 歯科保健医療の推進

460万円(660万円)

横浜市歯科医師会が実施する障害児・者歯科診療研修事業、嚥下機能評価研修や、周術期口腔ケアの市民啓発に係る費用の一部を補助します。

また、関係機関等との意見交換を行いながら、障害児・者歯科保健医療の充実に向けた施策を進めます。

本市の障害児・者歯科医療体制

種別	内容	医療機関数	医療機関名
一次医療	障害児・者のかかりつけ歯科医による治療	104か所	心身障害児・者歯科診療協力医療機関
二次医療	地域の歯科医療機関では実施が困難な治療	1か所	横浜市歯科保健医療センター
三次医療	高度で専門的な対応(全身麻酔や入院設備など)を必要とする治療	3か所	・神奈川県立こども医療センター ・神奈川歯科大学附属横浜クリニック ・鶴見大学歯学部附属病院

Ⅲ 主な取組

5 災害対応力の強化

大規模地震時には、多数の傷病者が発生し、通常の医療体制では対応しきれない状況となることから、横浜市防災計画や横浜市地震防災戦略に基づき、医療機関や医療関係団体等と連携し、災害時医療体制や配慮が必要な方への支援の充実を図ります。

また、避難生活における衛生・健康管理やペット対応など、保健所の機能を活かした取組を進めます。

(1) 人工呼吸器等電源を要する医療的ケア児・者等の個別避難計画作成及び避難所の整備 4,265万円(3,183万円)

ア 個別避難計画作成 2,295万円(3,183万円)

人工呼吸器等の電源を必要とする医療機器を使用している方の災害時個別避難計画について、クラウドを活用したシステムを用いて作成をさらに進めます。

発災時に支援者間で情報共有を図ることで、迅速で確実な安否確認や避難を支援する機能を新たに実装します。

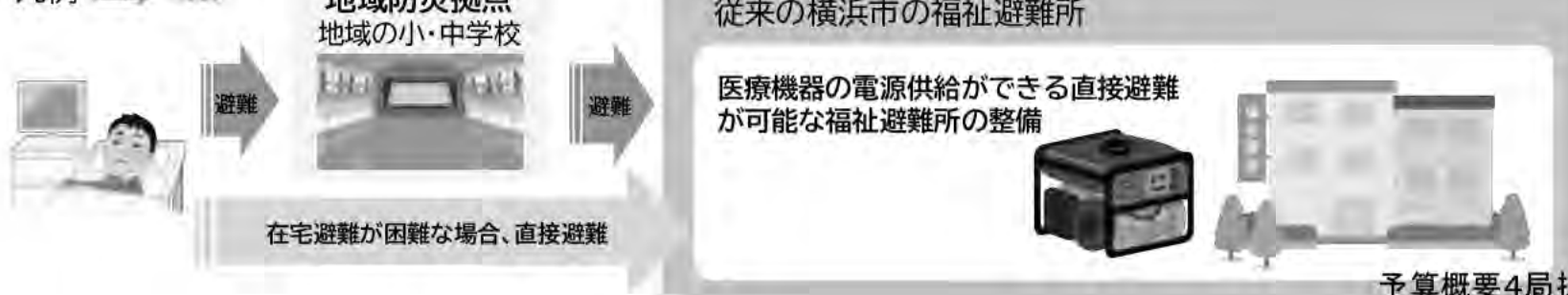


安否確認・共助避難行動の支援体制づくり

イ 避難所の整備〈新規〉 1,970万円

発災時に自宅から直接避難し、医療的ケアの継続に必要な非常用電源設備等を備えた避難所を整備するとともに、避難所への移送手段の確保を行います。

凡例 従来 今後



予算概要4局抜粋版-51-

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

令和 8 年 度

予 算 概 要

教 育 委 員 会

■ 教育予算案について

上段は事業費、下段（）は市債＋一般財源

区分	8年度予算額	7年度予算額	増▲減	前年度比
一般会計	3,337億3,366万円 (2,616億5,225万円)	2,978億2,647万円 (2,359億2,501万円)	359億719万円 (257億2,724万円)	12.1% (10.9%)
教育施策の推進にかかる経費	989億7,985万円 (790億9,713万円)	※ 839億4,503万円 (677億3,052万円)	150億3,482万円 (113億6,661万円)	17.9% (16.8%)
教職員人件費等	1,858億6,651万円 (1,410億6,819万円)	1,713億3,243万円 (1,310億5,143万円)	145億3,408万円 (100億1,676万円)	8.5% (7.6%)
教育施設整備費	488億8,730万円 (414億8,693万円)	425億4,901万円 (371億4,306万円)	63億3,829万円 (43億4,387万円)	14.9% (11.7%)

※8年度予算額には事業移管に伴い国際局の一部事業を計上しています。前年度比較の観点から、7年度予算額についても当該事業を教育予算に計上しています。

■ 市立学校の学校数等

区分	8年度	7年度	差引
学校数	校 504	校 505	校 △ 1
小学校	335	336	△ 1
中学校	144	144	0
義務教育学校	3	3	0
高等学校	9	9	0
特別支援学校	13	13	0

区分	8年度	7年度	差引
児童生徒数	人 248,505	人 252,289	人 △ 3,784
小学校	163,509	165,704	△ 2,195
中学校	73,423	74,962	△ 1,539
義務教育学校	2,413	2,428	△ 15
高等学校	7,650	7,723	△ 73
特別支援学校	1,510	1,472	38

区分	8年度	7年度	差引
学級数	学級 10,503	学級 10,465	学級 38
小学校	7,172	7,188	△ 16
中学校	2,578	2,535	43
義務教育学校	100	101	△ 1
高等学校	215	215	0
特別支援学校	438	426	12

※8年度の児童生徒数及び学級数は推計値。7年度の児童生徒数及び学級数は実数値

※小・中・義務教育学校の児童生徒数、学級数は個別支援学級を含む

※小学校は、市場小学校けやき分校、新井小学校桜坂分校を含む

※中学校は、新井中学校桜坂分校、南高等学校附属中学校、横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校を含む

※高等学校のうち、戸塚高校（全日制と定時制）、横浜商業高校（全日制と別科）はそれぞれ1校として計上

※中学校は、7年度は全学年40人学級、8年度は1年生のみ35人学級で算出

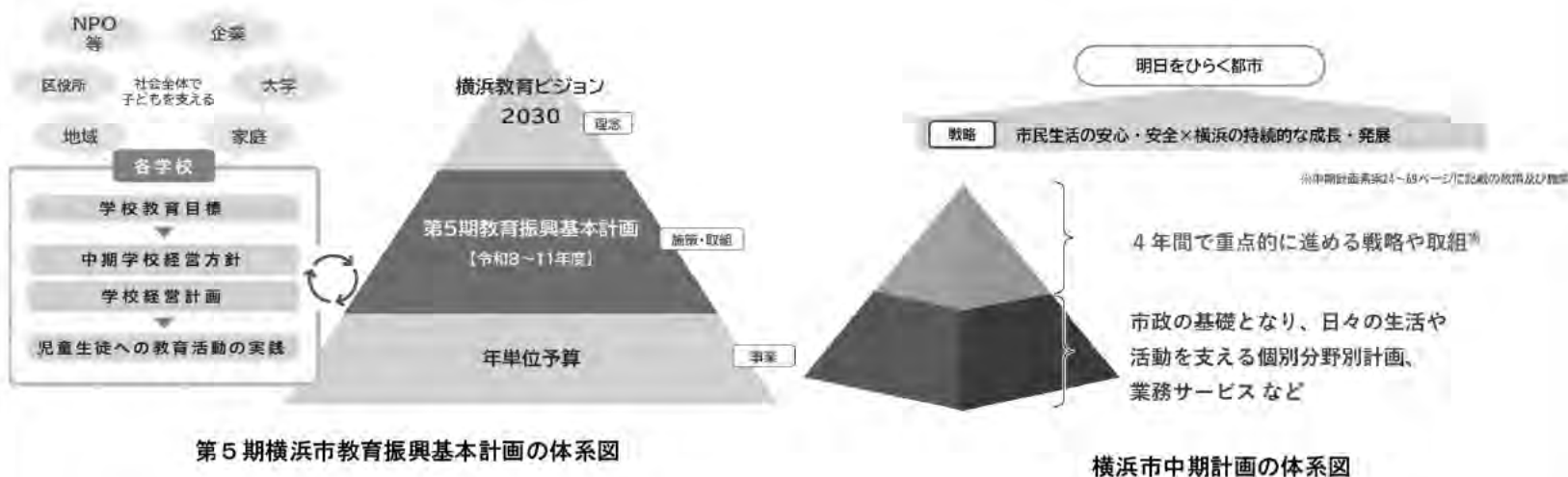
※特別支援学校は、通級指導教室を含まない

第5期横浜市教育振興基本計画、横浜市中期計画2026-2029（素案）を踏まえた予算案

横浜市教育委員会では、市全体で教育の基本的方向性を共有し、実践につなげる計画として「第5期横浜市教育振興基本計画（以下「5期計画」という。）」を令和7年度中に策定する予定です。

5期計画の策定に当たっては、令和7年12月に素案を公表した「横浜市中期計画2026-2029」（以下「中期計画」という。）をはじめ、他の計画と関連する部分について整合を図っています。

この令和8年度教育委員会予算概要は、5期計画及び中期計画の計画初年度に当たる予算案について、両計画で掲げる目標の達成に向け、主要な施策・事業を中心に記載しています。



本予算概要は、中期計画の「4年間で重点的に進める戦略や取組」の計画期間における成果に寄与する主な事業について、**新中期** マークを付けています。

● 子ども一人ひとりの「今」を守る取組

取組の概要

特別な支援や日本語指導が必要であったり、不登校や経済的に困難な状況にいたりする児童生徒など、全ての子どもが、どんなときでも安心できる、柔軟で多様な学びの環境を創ります。そのため、小・中学校、高校、特別支援学校における特別支援教育の推進、不登校児童生徒の安心できる居場所・学びの支援、日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実等に取り組めます。

小学校（35人学級）

Diagram illustrating the distribution of students in a primary school (35 students per class). The central figure shows a grid of 35 student icons. Surrounding this are circles representing different student categories and their percentages:

- 特別支援又は経済的に難しい児童生徒の学級数: 3.6人 (10.3%)
- 5障害種の児童生徒数: 1.1人 (3.1%)
- 就学援助認定者: 3.5人 (10.0%)
- 不登校児童数: 0.9人 (2.6%)
- 不登校傾向の生徒数: 4.1人 (11.8%)
- 外国で生まれ育つ児童生徒数: 0.9人 (2.6%)

全小・中学校の 個別支援学級

中学校（35人学級）

Diagram illustrating the distribution of students in a middle school (35 students per class). The central figure shows a grid of 35 student icons. Surrounding this are circles representing different student categories and their percentages:

- 特別支援又は経済的に難しい児童生徒の学級数: 2.0人 (5.6%)
- 5障害種の児童生徒数: 1.7人 (4.8%)
- 就学援助認定者: 4.6人 (13.1%)
- 不登校生徒数: 2.6人 (7.4%)
- 不登校傾向の生徒数: 3.6人 (10.2%)
- 外国で生まれ育つ児童生徒数: 0.9人 (2.6%)

5 障害種の 特別支援学校

※ 5 期計画の54ページに同じ図が掲載されており、その出典参照

R8 主な新規・拡充	
特別な支援や配慮が必要な児童生徒の学びを支える取組 《小・中学校・高校における支援の充実》 特別支援教室活用 推進校の展開【拡充】 民間コンサル テーションの実施【拡充】	
通級（難聴、言語、情緒、LD・ADHD、弱視）における指導、特別支援教育支援員の配置、看護師の派遣による医療的ケア	
《特別支援学校の充実》 医療的ケア児への 福祉車両提供【拡充】 肢体不自由校への 非常用電源の整備【拡充】	
通学支援（スクールバス運行）、学校看護師の配置等による医療的ケア	
《交流及び共同学習の推進》 若葉台地域における新たな交流 及び共同学習の検討・研究・実践	
《就学・教育相談》 特別な支援が必要な子ども一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた、ふさわしい学びの場についての相談	
不登校・不登校傾向の児童生徒の学びを支える取組 ハートフルセンター上大岡を起点とした支援の充実【新規・拡充】 保護者支援 オンライン バーチャル 学びの 調査研究	
学校内・学校外・家庭での安心できる居場所と学びの支援（継続）	
日本語指導が必要な児童生徒の学びを支える取組 ライブ配信による 初期日本語指導 日本語支援拠点施設ひまわり（初期日本語指導）、 国際教室（教室外指導） 日本語教室（講師派遣・集中教室）	
経済的に困難な児童生徒の学びを支える取組 就学援助等による支援、スクールソーシャルワーカーによる高校修学継続の支援、 ケースワーカー等による相談支援、放課後学習支援事業	

柱1 全ての子どもの可能性を広げる学びの推進

施策1		主体的・対話的で深い学びによる資質・能力の育成	※（ ）内は7年度予算額	
本 年 度		5,609,836千円		
前 年 度		3,537,411千円		
差 引		2,072,425千円		
本年度の財源内訳	国・県	69,477千円		
	その他	248千円		
	市債	-		
	一般財源	5,540,111千円		

取組内容
 全ての子どもが、世界の人たちと出会ってともに新しい価値を創造し、多様性や変化を受け止めて自らの可能性を最大化していけるよう、デジタル学習基盤を活用した子ども一人ひとりの状況の細やかな把握等を踏まえた、「子ども主体の学び」を実現し、資質・能力を育成します。

新中期▶(1)「探究」の充実とその基盤となる「情報活用能力」などの育成
 40,667千円(16,603千円)

「子ども主体の学び」の実現に向けては、探究の充実とその基盤となる情報活用能力の育成が求められています。8年度は、新たにプログラミングを活用した探究学習のための体験プログラムの実施や、児童生徒の主体的な学習を支援するための生成AIを活用した学びのアシスト機能の試行・研究、さらに、情報活用能力の向上に向けた各種取組を実施します。

①「子ども主体の学び」を支える「探究」

◆探究的プログラミング教育の推進【新規】
IT企業やものづくり企業と共創し、実社会の「限られた資源を効率的に使う」という課題をプログラミングの「最も効率よく進めるための仕組みを考える」という考え方を活用して解決する体験型プログラムを実施します。プログラムの実施により、探究の質を高め、児童生徒が課題解決に向けて論理的に考えるプログラミング的な思考や学びに主体的に向かうための資質・能力の育成を図ります。

◆生成AIを活用した学びのアシスト機能の試行・研究【新規】
学習での課題等について、子ども一人ひとりに合わせた助言や支援を対話形式で行う学びのアシスト機能（生成AIチャットボット機能等）の試行・研究に新たに取り組みます。生成AIとのやりとりの中で、論理的に思考しながら、自らの学びを振り返ることや、課題解決に向かうことを通じて、物事に主体的に取り組む力の育成を目指します。

②「探究」の基盤となる情報活用能力等の向上

◆情報活用能力の向上（情報教育研修・研究事業）
 各教科等や総合的な学習（探究）の時間を通じて、探究的な学びを支え、駆動させる基盤として重要な情報活用能力を育成していきます。また、そのための教職員への研修等も行います。
 インターネットの危険性や情報セキュリティなど、情報技術の適切な取扱いについて、効果的に授業実践している事例を共有するなどにより、情報モラルやセキュリティ意識の向上を図ります。

班ごとに分かれて考えを出し合う

新中期 (3) 組織的な体制の強化

1,100千円 (1,062千円)

「子ども主体の学び」の充実には子ども一人ひとりが安心して学び続けるための組織体制の強化が必要です。7年度から全小学校に展開しているチーム学年経営に引き続き取り組むとともに、チーム担任制の全小学校への展開とモデル校による実践研究を進めます。

◆チーム学年経営の展開・チーム担任制の推進【拡充】

全小学校において、教科等の指導を分担するチーム学年経営を継続実施し、児童が複数の教職員と関わることで、安心して学校生活を送れる環境を整えます。また、チーム学年経営を基盤としながら、授業以外の学級担任業務も分担するチーム担任制を全小学校で展開するとともに、取組を効果的に推進するため研究・検証を行うモデル校を設定します。さらに、中学校でも、チーム担任制の試行・研究を進めます。



新中期 (4) デジタル学習基盤と横浜の教育ビッグデータの活用

493,134千円 (578,830千円)

「子ども主体の学び」の充実に向けて、デジタル学習基盤を活用した「把握」「確認」「支援」の学びのサイクルを循環させていく必要があります。そのために、横浜市学力・学習状況調査の安定的な実施、学習ダッシュボード「横浜St☆dy Navi」の運用・機能改善、横浜教育データサイエンス・ラボによる分析・研究に取り組みます。

さらに、先端技術も取り入れながら、学びの三層空間のさらなる活用を進めます。

①教育ビッグデータの活用【拡充】

◆横浜市学力・学習状況調査の全面CBT化

8年度の調査から、教科に関する調査の全教科、生活・学習意識調査の全ての調査をCBTにより全校で実施します。

※CBT…Computer Based Testing。コンピューターを使用した試験方式

◆横浜St☆dy Navi (よこはまスタディナビ)

横浜市学力・学習状況調査や毎日の健康観察等の教育ビッグデータを収集、分析し、可視化する「横浜St☆dy Navi」を全市立学校で運用し、さらに、社会情動的コンピテンシーと連動した学力分析ツールの機能改修や児童生徒のための相談機能の開発等を行います。

◆横浜教育データサイエンス・ラボ

6年度に発足した横浜教育データサイエンス・ラボにおいて、児童生徒や学校にとって有効な「教育データ」を提供することを目的として、教育ビッグデータを活用した教職員・大学・企業との共創による分析・研究を進めます。

②学びの三層空間（リアル・オンライン・バーチャル）の活用【拡充】

◆オンライン空間：電子書籍サービスの活用

オンラインの取組として、7年度から全小学校・特別支援学校に導入している電子書籍サービスを授業でも積極的に活用します。

◆バーチャル空間：メタバースの活用

空間的・時間的制約を超え、1人1台端末からアバターを介した交流が可能となるメタバースを活用し、海外の学校と互いの文化を紹介するなどの国際交流を実施します。

これにより、子どもたちは、英語力を身につけるとともに、多様な人と考えを伝え合う経験を積み、さらに自ら学びを選択する力を養うことができます。モデル校3校でのこれまでの取組を踏まえ、8年度は、より多くの学校（10校）で国際交流を実施するとともに、着実な活用に向けてサポートを行います。

また、全校がメタバース空間に触れることができる環境を整えることで、各校においては、国際交流はもとより、例えば他校との交流授業や校内での集会活動などにメタバースを活用するなど、子どもたちは多様な交流機会を持つことができます。

（5）デジタル学習基盤の持続的な安定運用と進化

3,030,366千円（1,866,958千円）

「子ども主体の学び」を支えるため、安全で安心なデジタル学習基盤の充実を図ります。高速大容量ネットワークや既存システムの安定運用を継続しつつ、GIGAスクール構想に基づく一人一台端末等の機器の更新による最新技術への対応を進めます。

①一人一台端末の更新・配備

2年度に整備した一人一台端末について、生成AI等の最新の学習環境に対応するため、中学校の端末を更新するとともに、新たに指導者用の端末を整備します。また、更新にあたっては国の基金を活用します。なお、小学校の端末については、9年度の更新に向けた準備を実施します。

②安心して利用できるデジタル学習基盤の整備

学校的高速大容量ネットワークを安定的に運用し、学習や校務を支える通信環境の可用性を確保します。さらに、学習・校務データを保護することが可能となる新たな端末管理ライセンスを導入し、一人一台端末のセキュリティを強化します。

データサイエンス・ラボ R8研究テーマ

算数科、数学科の
学力と意欲の関係に関する
分析・研究（R6～）

子どものこころの変化をとらえ、
安心な学びの環境をつくる
『横浜モデル』の開発（R6～）

国語科の資質・能力の育成や
意欲の醸成に寄与する学校での
学習活動に関する分析・検討（R7～）

データを活用した
子どもの運動・スポーツに対する
意識向上に関する調査・研究（R7～）

学びの三層空間のイメージ



リアル空間
多様な人と関わり
「対面」で学べる

オンライン空間
場所を選ばず人や
ツールと繋がる

バーチャル空間
仮想・メタバース空間で
世界とつながる

「子ども主体の学び」を支えるデジタル学習基盤

～1人1台端末やクラウド環境等の信頼性確保・ネットワーク/ソフトウェアなどで構築～



柱1 全ての子どもの可能性を広げる学びの推進

施策4	多様な教育的ニーズに応える一人ひとりを大切にする教育の実現		取組内容 不登校や貧困、特別な支援や日本語指導が必要な児童生徒など、全ての子どもが、どんなときでも安心できる、柔軟で多様な学びの環境を創ります。
本年度		6,351,662千円	
前年度		6,025,664千円	
差引		325,998千円	
本年度の財源内訳	国・県	1,079,078千円	
	その他	17,894千円	
	市債	57,000千円	
	一般財源	5,197,690千円	

(1) 多様な学びの支援体制の構築 167,958千円(155,328千円)

①就学・教育相談事業

特別な支援が必要な子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を行うため、ふさわしい学びの場についての就学・教育相談を実施します。

11年度の新たな教育センターの開設に向けて、児童生徒、保護者、学校の多様なニーズに対応できるよう、ハード面での検討と併せ、専門職の活用や多角的なアセスメントの実施方法に関する協議等、窓口・人材・システムの一元化によるワンストップの支援体制の構築準備を進めます。

新中期 ▶ (2) 小・中学校、高校における特別支援教育の推進 334,998千円(320,977千円)

①一般学級等に在籍する、特別な支援や配慮が必要な児童生徒への支援の充実

◆特別支援教室活用推進校の拡充【拡充】

小・中・義務教育学校で、学習のつまずきや登校不安を抱える児童生徒を支援するため、非常勤講師を配置する特別支援教室活用推進校を拡充します。

<配置校数：R7：120校→R8：170校>

◆通級指導教室の運営

通級指導教室の充実に向けて、通級指導教室で使用する機材（オーディオメータなど）等の整備を行います。

<R8設置校数 小学校：17校、中学校：5校、高等学校：1校 特別支援学校：2校>

◆小・中・義務教育学校における医療的ケアの実施

日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校（ただし、肢体不自由特別支援学校を除く。）に対し、当該児童生徒への配慮及び当該校への支援を目的として、学校に看護師を派遣し、必要な医療的ケアを実施します。

◆特別支援教育支援員事業

小・中・義務教育学校に、学習面や行動面等に支援を必要とする児童生徒をケアする特別支援教育支援員（有償ボランティア）を配置します。

特別支援教育支援員の配置と教員との連携をより一層推進し、特別な支援や配慮が必要な児童生徒一人ひとりのニーズに応じた支援を行います。

②教職員の特別支援教育に係る専門性の向上

◆特別支援教育における専門職との連携

肢体不自由児童生徒が在籍する小・中・義務教育学校に理学療法士を派遣し、児童生徒の安全確保及び姿勢や運動面などの学習の土台づくりを進め、学びの充実を図ります。

◆個別支援学級コンサルテーション事業【拡充】

多様な子どもたちの特性理解やアセスメントに悩む個別支援学級の教員に対し、発達障害等の専門的支援に見識と実績のある民間事業者のノウハウを提供する「個別支援学級コンサルテーション事業」を実施し、教員の発達障害等への理解をさらに深めます。

（3）特別支援学校の充実

1,540,365千円（1,454,932千円）

①スクールバス運行事業【拡充】

社会情勢の変化に伴う人件費や燃料費の高騰及び交通事業者の働き方改革に伴う、乗務員等の担い手不足に対応するとともに、既存の運行体制を維持しつつ、特別支援学校（視覚・知的・肢体）でスクールバス等を運行します。

また、肢体不自由特別支援学校にて、通学中にも医療的ケアが必要なためスクールバスに乗車できない児童生徒に提供する福祉車両（原則看護師が同乗）は、台数を増やし、運行コースの拡充を図ります。

〈通学用スクールバス等の運行：50コース、福祉車両の運行：R 7：33コース→R 8：56コース〉

②特別支援学校医療的ケア体制整備事業

児童生徒の多様化する医療的ニーズへの対応や通学支援を充実させるため、肢体不自由特別支援学校6校に学校看護師を配置します。また、看護師のとりまとめ役となる主任級を2名配置し、組織体制の強化を図ります。

それに加えて、高度化する医療的ケアへの対応及び学校看護師の質の向上を図るため、研修を実施します。

人工呼吸器等高度な医療的ケア児の保護者の付添い解消について、引き続き、宿泊行事等への付添い解消に向けたモデル的実践を実施します。また、医療的ケア等があり、自宅で訪問教育を受けている家庭への負担軽減に取り組みます。

③肢体不自由特別支援学校への非常用電源の整備【拡充】

医療的ケアが必要な児童生徒が使用する医療機器等（人工呼吸器、喀痰吸引器等）や、体温調節に必要な空調設備等に対し、非常時も電源供給を続けられるよう、肢体不自由特別支援学校敷地に無停電発電設備等を新たに設置します。

（４）交流及び共同学習の推進

6,610千円（5,553千円）

若葉台地域において、小学校と特別支援学校の児童生徒が安心して学び続けられるための、新たな交流及び共同学習の検討・研究・実践等に、大学とも連携しながら、取り組みます。

また、これまでの取組内容の成果等を踏まえながら、次年度以降の事業展開の方向性を検討します。

（５）不登校児童生徒の居場所・学びの支援の充実

1,122,482千円（1,088,776千円）

7年8月に開設した不登校児童生徒支援拠点「ハートフルセンター上大岡」で、子どもたちの声を大切にしながら、安心できる居場所と感じられる空間づくりと、自分に合った学びを選べる柔軟で多面的な支援に取り組みます。

また、その取組を市内の各学校や他施設にも広げ、関係機関との連携を進めるハブとしての機能を強化し、不登校児童生徒一人ひとりに合った多様な学びの場の確保と保護者支援の充実に取り組みます。



バーチャル空間

①安心して過ごせる多様な学びの場の推進

◆リアルな居場所に加え、オンラインやバーチャル空間を活用した、誰もが安心して楽しめる交流の場と学びの機会を、ハートフルセンター上大岡から全市に展開します。【新規】

◆校内ハートフルや特別支援教室等、各学校での支援の充実を図ります。

◆学びの多様な学校等、不登校児童生徒の実態に配慮した学びの調査研究に取り組みます。【新規】

②児童生徒一人ひとりに合った支援と保護者支援の充実【新規】

保護者が悩みを抱えて孤立しないよう、ハートフルセンター上大岡を拠点に、保護者同士が気軽に集まり、交流や情報交換ができる「ハートフルカフェ」を定期的に開催するとともに、相談窓口の強化や情報提供の充実を図ります。



ハートフルセンター上大岡

柱4 社会全体で子どもを支える教育の推進

施策 2		福祉・医療等との つながりによる 支援の充実
本 年 度		1,316,789千円
前 年 度		1,301,449千円
差 引		15,340千円
本年度の財源内訳	国・県	429,385千円
	その他	5,449千円
	市債	-
	一般財源	881,955千円

取組内容

全ての子どもの可能性を広げるため、子どもを取り巻く多様化・複雑化した課題等を踏まえると、学校だけで子どもを守り、支えることは困難であり、特に、福祉・医療等の機関と顔の見える関係を作り、連携・協働を充実させることで、子ども一人ひとりを守り、支えることにつなげます。

新中期 多様化・複雑化した課題への重層的な対応
子どもの安全・安心な居場所の確保

1,315,316千円 (1,299,220千円)

①医療的ケア児・者等支援促進事業【拡充】

(こども青少年局・健康福祉局・医療局・教育委員会事務局の4局で実施、4局合計 54,347千円)

医療的ケア児・者等の在宅生活を支えるため、医療的ケア児・者等コーディネーターを中心に関係機関との連携や地域での受入れを推進するとともに、理解を深めてより連携を広げていくため、支援者養成研修を実施します。

8年度は、小児期から成人期へ移行しても適切な医療やケアを受けられるよう、成人領域診療科で従事する医療者向けの研修を新たに実施します。



出典「医療的ケア啓発パンフレット（3年3月31日第2版）」

②健康・安全教育推進事業【再掲】

児童生徒等を取り巻く健康課題(けがの予防、性に関する指導、薬物乱用防止、睡眠の大切さ等)について、学校が課題意識に応じて医師等の専門家を招き、授業等を行います。

また、性暴力に関する正しい知識や対処法を学ぶ「いのちの安全教育」について、新たに専門家による授業等を拡充し、児童生徒にとつてより受け入れやすく、より効果的な授業にできるよう取り組みます。

③こども・若者の自殺対策強化チームの設置【新規】（健康福祉局予算）

自殺の危険性がある児童生徒等への対応が困難な学校等の支援者に対し、精神科医等の専門家による「こども・若者の自殺対策強化チーム」が支援方針の検討・助言等を行い、地域における自殺対策力の向上を図ります。

④SC及びSSWの配置【再掲】

心理の専門職であるスクールカウンセラー（SC）や スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置を継続し、一人ひとりの子どもや保護者に寄り添った専門的支援を実施します。区役所や児童相談所、関係機関等との連携を強化しながら、子どもが安心して学校生活が送れるよう取り組みます。

⑤幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続【再掲】

就学後の支援や指導に配慮が必要な事項などを、幼保小が共有し、子どもの育ちを支えます。

⑥子どもの安全・安心な居場所の確保

子どもが学校から下校したあと（放課後）の安全・安心な居場所を確保し、学校との連続性をもちながら学ぶことができるよう、1人1台端末を利用できる学習環境を確保する等、学校と放課後キッズクラブ・放課後児童クラブとの連携を強化します。



放課後キッズクラブの活動

柱7 市民の豊かな学び

施策1		生涯学習の推進		取組内容 だれもが生涯にわたり主体的に学び続けられるよう、デジタル技術も生かしながら、図書館や博物館など多様な学びの場を整え、学習活動や体験の充実を図ります。 (1)多様な学びの場や機会の充実と人材育成 106,222千円(104,484千円)	
本年度		4,994,921千円		①生涯学習総合支援事業費 デジタル技術を活用し、新たにオンライン学習を推進することで、誰もが時間や場所を問わずリアルだけでなくオンラインでも学ぶことができるよう、学びの機会を広げます。	
前年度		4,690,219千円		 子どもアドベンチャーカレッジにてプログラミングを教えている様子	
差引		304,702千円			
本年度の財源内訳	国・県	439,451千円		③二十歳の市民を祝うつどい事業費 二十歳を迎えた市民を祝い励ますとともに、成人としての社会的責任を改めて自覚し、横浜への愛着を深めてもらうことを目的として開催します。	
	その他	26,478千円		新中期 (2)読書活動の推進 2,122,775千円(2,041,506千円) ①図書館サービスの充実【拡充】 市民の学びの場の一層の充実に向け、地域の様々な団体等と連携しながら、参加者の興味や関心を引き出す体験型イベント等の実施を進めるとともに、子どもたちが本に親しむ機会を広げるなど魅力ある図書館サービスの拡充に取り組みます。	
	市債	36,000千円			
	一般財源	4,492,992千円			
		6年度実施の体験型イベント(声優体験)		②図書館資料の充実に向けた取組 市民の読書活動の推進のため魅力ある図書の充実に取り組むとともに、利用者の課題解決に資する専門図書を幅広く収集します。また、電子書籍・電子雑誌等デジタルサービスの拡充を進めます。 ③障害のある方への読書支援 視覚障害者等への対面朗読の実施、録音図書・テキストデイジーの貸出・製作などを行います。 ④図書館の管理・運営 中央図書館及び地域図書館等の施設管理・運営、図書館情報システムの運用等を行います。	



子どもアドベンチャーカレッジにてプログラミングを教えている様子



6年度実施の体験型イベント（声優体験）

令和8年度 教育予算総括表

(単位：千円。上段は事業費、下段 () は市債＋一般財源)

款項目	8年度 予算額	7年度 予算額	増▲減	前年度比 (%)	備考
17款 教育費	333,733,660 (261,652,245)	297,826,468 (235,925,005)	35,907,192 (25,727,240)	12.1 (10.9)	
1項 教育総務費	213,136,639 (165,552,011)	※ 196,378,478 (153,501,497)	16,758,161 (12,050,514)	8.5 (7.9)	教育委員会費、事務局費、教職員費、教育指導振興費、教育センター費、特別支援教育指導振興費、教育相談費
2項 小学校費	15,103,101 (15,048,564)	13,811,283 (13,757,998)	1,291,818 (1,290,566)	9.4 (9.4)	学校管理費、学校運営費
3項 中学校費	7,263,129 (7,212,817)	6,320,759 (6,277,466)	942,370 (935,351)	14.9 (14.9)	学校管理費、学校運営費
4項 高等学校費	1,194,161 (332,039)	1,136,923 (266,950)	57,238 (65,089)	5.0 (24.4)	学校管理費、学校運営費
5項 特別支援学校費	1,921,615 (1,869,079)	1,875,071 (1,828,238)	46,544 (40,841)	2.5 (2.2)	学校管理費、学校運営費
6項 生涯学習費	6,929,305 (6,854,620)	4,102,790 (4,018,896)	2,826,515 (2,835,724)	68.9 (70.6)	生涯学習推進費、文化財保護費、図書館費
7項 学校保健体育費	39,298,406 (23,296,184)	31,652,159 (19,130,896)	7,646,247 (4,165,288)	24.2 (21.8)	学校保健費、学校体育費、学校給食費、学校給食物資購入費
8項 教育施設整備費	48,887,304 (41,486,931)	42,549,005 (37,143,064)	6,338,299 (4,343,867)	14.9 (11.7)	学校用地費、小・中学校整備費、高等学校整備費、特別支援教育施設整備費、学校施設営繕費、学校施設整備基金積立金

※ 8年度予算額には事業移管に伴い国際局の一部事業を計上しています。前年度比較の観点から、7年度予算額についても当該事業を教育予算に計上しています。

明日をひらく都市

OPEN × PIONEER

YOKOHAMA

○横浜市児童福祉審議会条例

平成12年2月25日
条例第5号

横浜市児童福祉審議会条例をここに公布する。

横浜市児童福祉審議会条例

(趣旨等)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の26第3項の規定に基づき本市に設置する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の合議制の機関の名称は、横浜市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)とする。
(委員の任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。
(委員長及び副委員長)

第3条 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
(庶務)

第5条 審議会の庶務は、こども青少年局において処理する。
(平17条例117・一部改正)

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、平成12年10月31日までとする。

附 則(平成17年12月条例第117号)抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。
(平成18年2月規則第9号により同年4月1日から施行)

横浜市児童福祉審議会運営要綱

最近改正：平成 28 年 11 月 1 日 こ企第 298 号（局長決裁）

（総則）

第 1 条 横浜市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項は、児童福祉法（昭和 22 年 12 月法律第 164 号）、同法施行令（昭和 23 年 3 月政令第 74 号）及び横浜市児童福祉審議会条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 5 号）その他の法令等に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（組織）

第 2 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 審議会に委員の互選による委員長及び副委員長各 1 人を置く。

（臨時委員）

第 3 条 特別な事項を調査、審議するため必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。

2 臨時委員は、総会の議決に加わることができない。

3 臨時委員は、当該特別事項の調査、審議が終了したときは解嘱されるものとする。また、委員の任期が満了したときも同様とする。

（部会）

第 4 条 審議会に、次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調 査 審 議 事 項
里親部会	1 里親の認定及び取消にすること。（第 8 項第 1 号関係） 2 その他、里親等に関すること。
保育部会	1 家庭的保育事業等の認可に関すること（第 8 項第 6 号関係） 2 保育所の設置認可に関すること（第 8 項第 7 号関係） 3 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関すること（第 8 項第 8 号関係） 4 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業等（以下、「教育・保育施設等」という。）における重大事故の検証に関すること（第 8 項第 12 号関係） 5 その他、保育に関すること。（他の附属機関が所掌するものを除く）
児童部会	1 児童福祉施設（他の部会で所管するものを除く。）の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関すること（第 8 項第 10 号関係） 2 児童の施設入所等の措置の決定及びその解除等に関すること。（第 8 項第 2 号関係） 3 児童の一時保護に関すること。（第 8 項第 3 号関係）

	4 児童虐待等の調査に関する事(第8項第13号関係) 5 児童虐待による重篤事例等の検証に関する事(第8項第14号関係) 6 児童相談所一時保護所の外部評価に関する事(第8項第15号関係) 7 その他、児童の処遇に関する事。
障害児部会	1 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (第8項第9号関係) 2 その他、障害児の福祉に関する事。
放課後部会	1 放課後児童健全育成事業者への行政指導及び行政処分に関する事 2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する事 (第8項第11号関係)
専門部会	上記以外で、児童福祉法第8条第1項に定められた調査審議事項等 (第8項第4号及び第5号関係)

- 2 部会は、審議会の委員及び臨時委員若干人をもって組織する。
- 3 部会に所属すべき委員は、委員長が審議会にはかつて指名する。
- 4 部会に、委員の互選による部会長及び副部会長各1人を置く。ただし、委員長が臨時委員をもって部会長または副部会長に充てることが適当であると認めたときは、その部会に属する委員の同意を得て、臨時委員を部会長または副部会長とすることができる。
- 5 部会長は、会務を総理する。部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。
- 6 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 7 部会における議事の定足数及び議決については、横浜市児童福祉審議会条例第4条の規定を適用する。
- 8 部会における次の事項の決定は、審議会の決定とみなす。ただし、次回の審議会に報告しなければならない。
 - (1) 児童福祉法施行令第29条、横浜市里親家庭養育運営要綱(昭和61年6月制定)第9条第1項及び第10条第2項に規定する事項
 - (2) 児童福祉法第27条第6項及び同施行令第32条第1項に規定する事項
 - (3) 児童福祉法第33条第5項に規定する事項
 - (4) 児童福祉法第8条第7項に規定する事項
 - (5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年7月政令第224号)第13条に規定する事項
 - (6) 家庭的保育事業等の認可に関する事(児童福祉法第34条の15第4項関係)
 - (7) 保育所の設置認可に関する事(児童福祉法第35条第6項関係)
 - (8) 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関する事(児童福祉法第8条第2項関係)
 - (9) 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (児童福祉法第8条第2項関係)
 - (10) 児童福祉施設(第4条第8項第8号、第9号に規定するものを除く)の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (児童福祉法第8条第2項関係)

(11) 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 49 号）第 4 条第 1 項に規定する事項

(12) 教育・保育施設等における重大事故の検証に関すること

(13) 児童虐待等の調査に関すること

(14) 児童虐待による重篤事例等の検証に関すること（児童虐待の防止等に関する法律第 4 条第 1 項関係）

(15) 児童相談所一時保護所の外部評価に関すること

9 正・副委員長は、部会に出席し意見を述べることができる。

10 部会は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）第 31 条及び横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱（平成 12 年 6 月制定）第 4 条の規定に基づき、里親、保育、児童及び障害児等に関する非開示情報を取り扱う場合には、非公開とする。

11 部会には、専門的な検証、評価等を行うために、下部組織を設置することができる。

（委員長又は部会長の専決事項）

第 5 条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、審議会又は部会を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の審議会に報告しなければならない。

2 第 1 項の規定は、第 4 条第 8 項について、部会長に準用する。

（会議の傍聴手続等）

第 6 条 審議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。

2 傍聴定員は、先着順で 10 人とする。

3 危険物所持等、会議場における秩序を乱すおそれがある者は、傍聴を認めないものとする。

4 傍聴人は、静粛を旨とし、議長の指示に従わなければならない。また、会議場において許可なく撮影、録音等を行ってはならない。

（守秘義務）

第 7 条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

（庶務）

第 8 条 審議会の庶務は、こども青少年局総務部において処理する。ただし、里親部会、児童部会及び障害児部会の庶務は、こども福祉保健部において処理し、保育部会の庶務は、子育て支援部において処理し、放課後部会の庶務は、青少年部において処理する。

（委任）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が審議会にはかって定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和 56 年 7 月 1 日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 横浜市児童福祉審議会運営要綱（昭和 31 年 11 月 1 日制定）は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和 57 年 7 月 1 日から施行し、改正後の規定は昭和 57 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 8 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 10 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 7 月 11 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 11 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 16 年 10 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 18 年 12 月 21 日から施行し、平成 18 年 12 月 1 日より適用する。

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。